

第2次三原市一般廃棄物処理基本計画

(案)

令和4年●月

三 原 市

目 次

第1部 計画策定の趣旨

第1章 背景・目的	1
第2章 計画の位置付け.....	2
第3章 計画期間	3
第4章 計画の構成	3
第5章 計画推進体制.....	4

第2部 地域概況

第1章 自然環境	5
1. 位置と面積	5
2. 地勢	5
3. 気候	5
第2章 社会環境	6
1. 人口・世帯数	6
2. 産業	7
第3章 都市環境	12
1. 土地利用	12
2. 住宅	12
3. 上水道・下水道	13
4. 上位計画	14
第4章 水環境	15
1. 水環境・水質保全の状況.....	15
2. 水道水源の流域	15
3. 自然公園の地域	15
4. 湖沼水質保全法の指定地域.....	15

第3部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の実態と分析.....	16
1. ごみ処理システム.....	16
2. ごみ処理の実態	24
3. ごみ処理の課題	37
第2章 ごみ処理基本計画.....	38
1. 基本方針	38
2. 計画目標	40
3. 施策の展開	42
4. ごみ処理計画	52

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の実態と分析.....	57
1. 生活排水処理システム.....	57
2. 生活排水処理の実態.....	62
3. 生活排水処理の課題.....	63
第2章 生活排水処理基本計画.....	64
1. 基本方針.....	64
2. 計画目標.....	65
3. 具体的対策.....	66
4. 生活排水処理計画.....	67

資料編

ごみ量推計（現状のまま推移した場合）.....	69
目標とすることみ量推計.....	71
生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計.....	73
用語集.....	74
三原市廃棄物減量等推進審議会.....	81

第 1 部 計画策定の趣旨



“やさだるマン”
三原市公式マスコットキャラクター

第1章 背景・目的

世界的な情勢

私達の生活は、物質的・経済的に豊かなものとなっている。しかし、人間活動の拡大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、天然資源の枯渇や、気候変動に伴う豪雨災害、海洋プラスチックごみ汚染による生物多様性の損失など、地球規模での環境問題を引き起こしている。

このような中、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能でより良い社会を実現するための「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、2030年までの達成が求められている。

国・県の動向

我が国では、SDGsを達成するための取組を踏まえ、平成30年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画を改定し、環境・経済・社会の統合的向上を実現するための具体的な方策を定めている。具体的な方策として、廃棄物関係では食品ロスや海洋プラスチックの対策が挙げられ、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月31日閣議決定)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年3月9日閣議決定)等の法整備が進められている。

広島県では、令和3年3月に第5次廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化・再資源化の推進や処理施設の確保、不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理への対応等について、社会環境の変化に伴う新たな課題への対策を進めている。

三原市の状況

三原市(以下、「本市」という。)では、平成28年4月に改定した一般廃棄物処理基本計画(以下、「第1次計画」という。)に基づき、ごみの減量化や再資源化、生活排水の適正処理を進めることで、地球環境への負荷の低減に努めてきた。

しかし、現在の一般廃棄物処理状況として、ごみの減量化や再資源化が計画どおりに実現しておらず、対策の再検討が必要となっている。また、少子高齢化の進行、スマートフォンの普及等によるペーパーレス化の進行、気候変動に伴う大規模災害の頻発化、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化等、社会環境の変化を踏まえた廃棄物処理の検討も求められている。

計画の目的

以上を踏まえ、本市は、SDGsや社会環境の変化、現在の一般廃棄物処理状況を踏まえた第2次一般廃棄物処理基本計画(以下、「第2次計画」という。)を策定し、今後もごみの減量化や再資源化、生活排水の適正処理を進めることで、地球環境への負荷の低減に努めていくものとする。

第2章 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて、廃棄物に関して市町村が策定するマスタープランとして、以下に示すような法体系の中に位置付けられる。

第2次計画は、本市の最上位計画である『三原市長期総合計画』により位置付けられる。

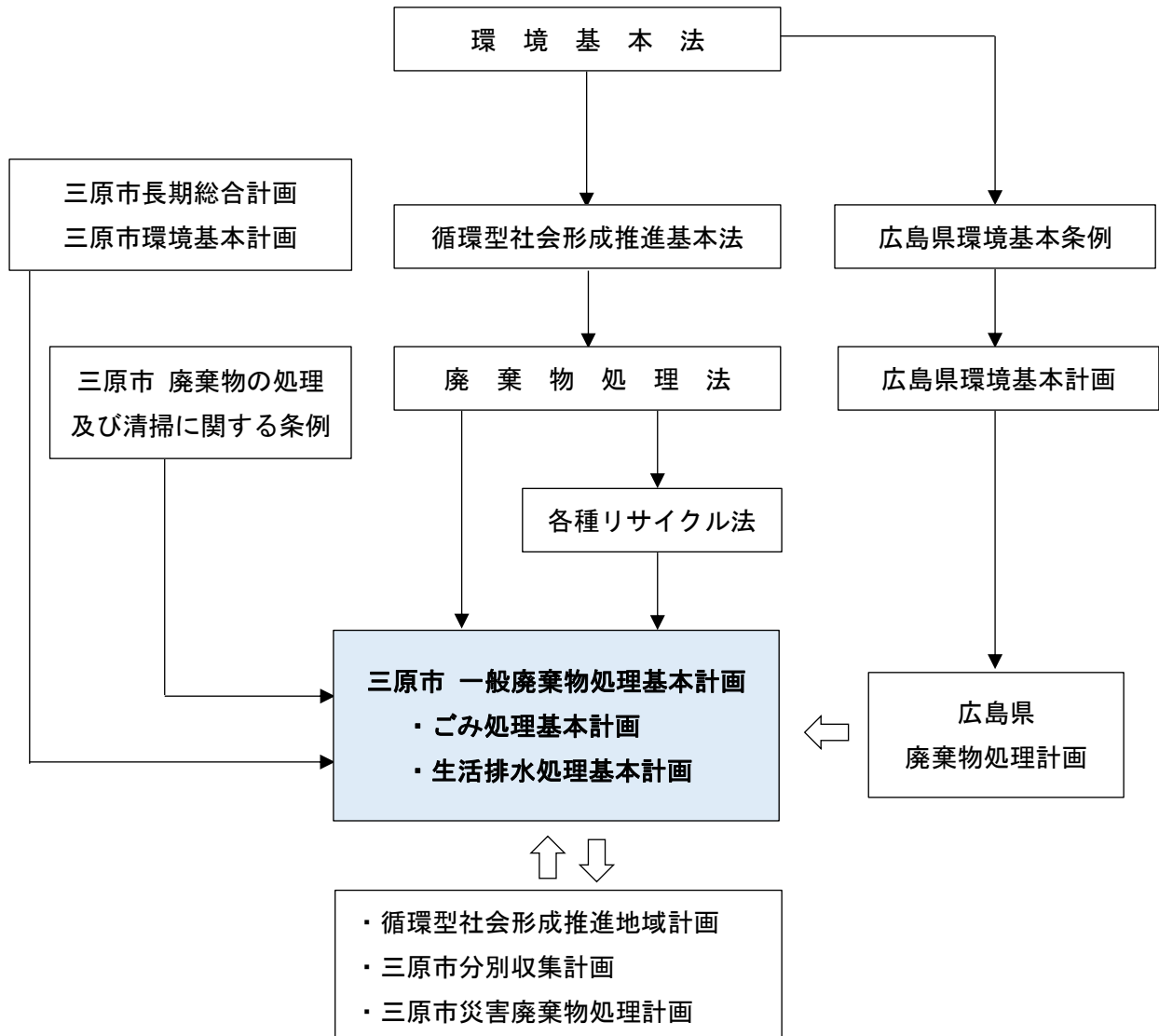


図1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3章 計画期間

第2次計画は、令和4年度を計画初年度とし、令和18年度が目標年度の15年計画とする。なお、社会情勢の変動等により、計画に乖離が生じた場合を考慮し、5年ごとに見直しを行うための中間目標年度を設ける。

表1 計画期間

令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
計画初年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
← 計画期間 15年 →			

第4章 計画の構成

第2次計画の構成は、「地域概況」、「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」の3部構成とする。地域概況では、自然環境、社会環境、都市環境、水環境を整理し、本市の概況を取りまとめる。

ごみ処理基本計画では、ごみ処理の実態と分析を踏まえて、今後のごみ処理の基本方針や計画目標、具体的施策等について示す。

生活排水処理基本計画では、ごみ処理基本計画と同様の構成で、生活排水処理の実態と分析を踏まえて、今後の生活排水処理の基本方針や計画目標、具体的施策等について示す。

第1部	計画策定の趣旨
第2部	地域概況 <ul style="list-style-type: none">・自然環境，社会環境，都市環境，水環境
第3部	ごみ処理基本計画 <ul style="list-style-type: none">・ごみ処理の実態と分析・ごみ処理基本計画（基本方針や計画目標，具体的施策等）
第4部	生活排水処理基本計画 <ul style="list-style-type: none">・生活排水処理の実態と分析・生活排水処理基本計画（基本方針や計画目標，具体的施策等）

図2 計画の構成

第5章 計画推進体制

第2次計画は、市民・事業者・行政それぞれの役割を踏まえ、三者で連携して推進する。また、計画の推進には、三原市廃棄物減量等推進審議会を活用する。第2次計画の推進体制を図3に示す。

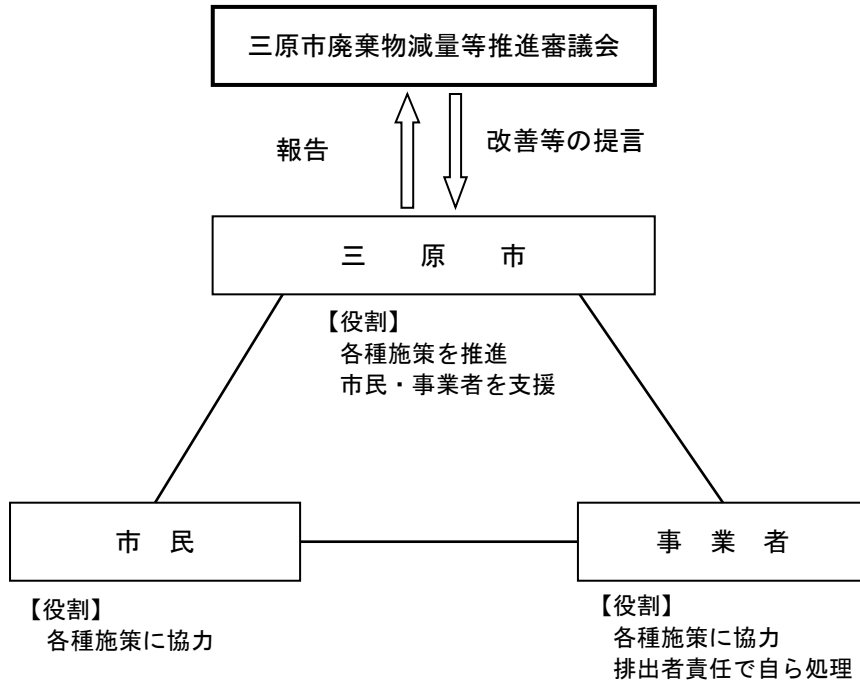


図3 計画推進体制

また、第2次計画を確実に実施していくためには、各種施策の状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価し、これに基づいて必要な追加施策等を講じていくことが必要である。そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理していく。

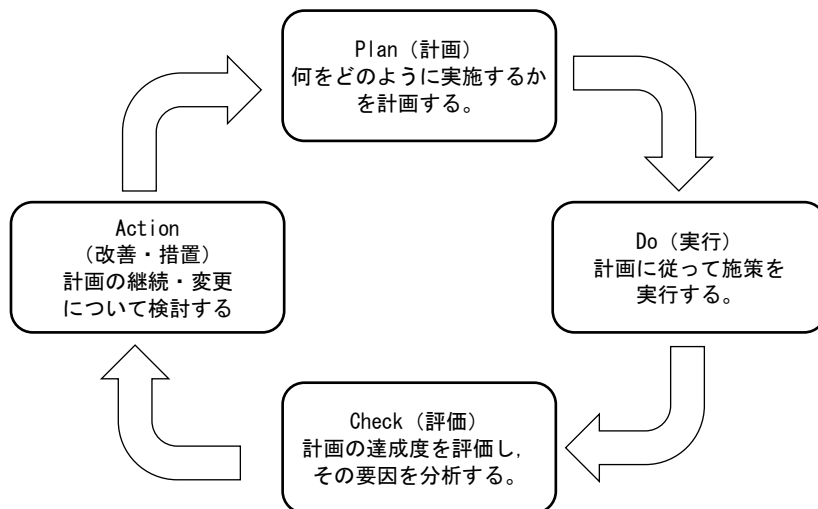


図4 計画進行管理

第2部 地域概況



“やさだるマン”
三原市公式マスコットキャラクター

第2章 社会環境

1. 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を表2、図6に示す。

人口は、過去10年間で約9%減少し、令和2年度で91,317人となっている。世帯数は、過去10年間に於いて横ばい傾向である。

表2 本市の人口推移

	年度	H23	H24	H25	H26	H27
	日付	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31
行政区域内人口	人	100,764	99,673	98,917	98,290	97,472
世帯数	世帯	43,661	43,557	43,732	43,877	44,061

	年度	H28	H29	H30	H31	R2
	日付	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
行政区域内人口	人	96,360	95,053	93,653	92,669	91,317
世帯数	世帯	44,005	43,780	43,631	43,725	43,556

1. 市資料

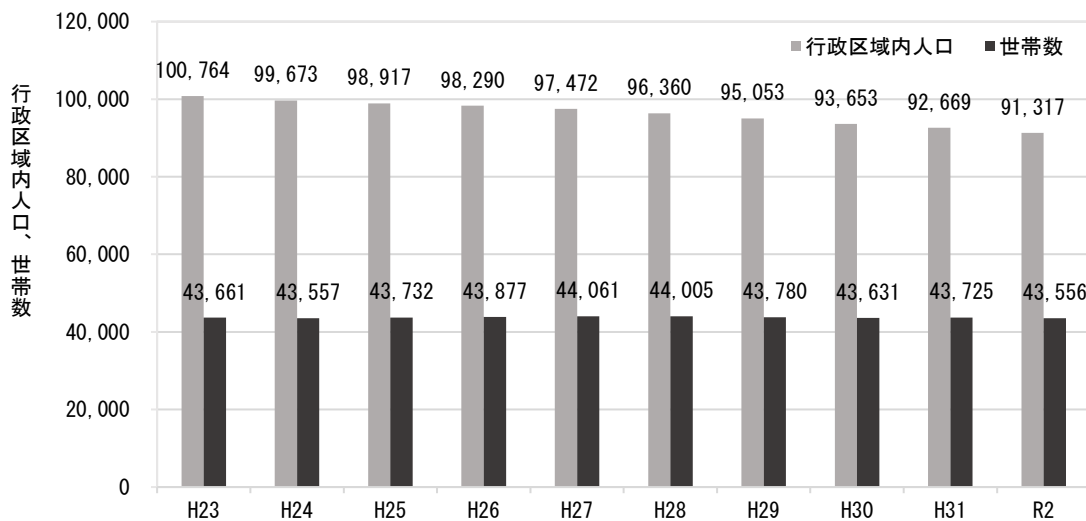


図6 本市の人口推移

2. 産業

(1) 就業者数

本市における産業別集業者数の推移を表 3 に示す。

産業別就業者数の推移をみると、全就業者数は減少しており、平成 27 年には 44,109 人となっている。産業別にみると、鉱業、建設業、製造業、商業は減少を続けており、農林漁業は平成 17 年から平成 22 年に掛けて大きく減少している。

表 3 産業別就業者数の推移

(単位：人)

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
農林漁業	4,165	4,232	2,464	2,386
鉱業	31	20	8	6
建設業	5,291	4,515	3,165	3,142
製造業	12,017	11,917	10,185	10,156
商業	10,548	10,024	8,554	8,191
サービス業	14,009	14,614	13,171	14,253
その他	5,652	5,125	8,376	5,975
合計	51,713	50,447	45,923	44,109

1. 国勢調査

(2) 農業

本市における農業の経営耕地面積と農家戸数を表 4 に示す。

本市の農業形態は、水田農業を中心とした中北部地区と柑橘及び畑作等を中心とした沿岸島しょ地区に大別され、それぞれの立地条件に応じた農業経営が行われている。

本市の耕地面積は、2,688.0ha で、1 戸あたりの経営耕地面積は、155.2a となっている。

表 4 経営耕地面積，農家数

(単位：ha)

区分	総農家数	経営耕地面積	田	畑			一戸あたり経営耕地面積(a)		
				植園地	普通畑等	計	田	畑	計
平成 12 年	5,495	4,114.1	3,544.0	240.5	329.6	570.1	64.5	10.4	74.9
平成 22 年	4,196	3,332.6	2,938.2	179.8	214.6	394.4	103.0	13.8	116.8
平成 27 年	3,581	3,315.0	2,817.7	138.0	159.3	297.3	121.1	12.8	133.9
令和 2 年	2,821	2,688.0	2,434.6	105.4	148.0	253.4	140.6	14.6	155.2

1. 農業センサス

(3) 林業

本市における所有形態別森林面積を表 5 に示す。

本市の林野面積は、31,434ha で、市全体の 66.7% を占める。

表 5 所有形態別森林面積

(単位：ha, %)

区分	総数	国有林	公有林				私有林
			総数	県有林	市有林	財産区	
森林面積	31,434	3,695	1,947	179	440	1,329	25,792
構成比	100.0	11.8	6.2	—	—	—	82.0

1. 広島県「林務関係行政資料 令和 2 年度版」 令和 2 年 4 月 1 日現在

(4) 水産業

本市における漁業種類別経営体数を表 6 に示す。

本市の水産業は、瀬戸内海の豊富な漁業資源に加え、広大な砂州や藻場・干潟等に恵まれた漁業環境に支えられ、沿岸漁船漁業を中心に操業されている。

表 6 主とする漁業種類別経営体数

(単位：経営体数)

区分	小型底 びき網	刺網	釣 はえ縄	船びき 網	採貝	養殖	その他	合計
平成 15 年	6	19	45	1	—	0	16	87
平成 25 年	1	14	26	0	0	2	12	55
平成 30 年	1	7	25	0	0	0	12	45

1. 漁業センサス

(5) 工業

本市における工業の従業員規模別事業所・従業員数及び製造品出荷額を表 7、事業所・従業員数及び製造品出荷額の推移を表 8 に示す。

本市の工業は、繊維工業や窯業の進出を契機に工業都市として発達し、その後、機械工業や造船業等の工業の立地があり、昭和 39 年の備後工業整備特別地域の指定により、工業化が進んできた。

表 7 従業員規模別事業所・従業員数及び製造品出荷額

(単位：事業所数，人，千万円)

区分	4～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上	計
事業所	125	16	18	12	6	177
従業者数	1,737	626	1,127	2,097	3,062	8,649
製造品出荷額	5,011	1,267	3,354	—	—	9,632

1. 工業統計調査 平成 30 年実績

表 8 事業所・従業員数及び製造品出荷額の推移

(単位：事業所数，人，千万円)

区分	事業所	従業員数	製造品出荷額
平成 21 年	219	10,097	51,756
平成 22 年	205	10,426	49,954
平成 23 年	217	9,285	37,383
平成 24 年	212	9,812	38,079
平成 25 年	208	9,617	37,763
平成 26 年	202	9,977	40,652
平成 27 年	221	9,759	38,946
平成 28 年	192	9,153	34,926
平成 29 年	181	8,646	39,439
平成 30 年	177	8,649	39,074

1. 工業統計調査

(6) 商業

本市における商業の現状を表 9、そのうち、小売業の従業者数規模別商店数を表 10 に示す。

本市の商業は、小売業や卸売業の景気の低迷が続く中で、地域間競争が激しくなり、店舗数や商品販売額は減少している。

特に、小売業では、大規模小売店の進出により業態間の競争が激化するとともに、幹線道路網の整備に伴い、購買力の市外への流出が続いている。

表 9 商業の現状

(単位：店，人，百万円)

区分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
商店数 (店)	1,717	1,487	1,399	1,244	1,123
従業者数 (人)	10,121	9,780	8,723	8,115	7,171
年間販売額 (百万円)	294,683	218,715	205,475	203,914	164,441

1. 商業統計調査

表 10 小売業の従業者数規模別商店数

(単位：店)

区分	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
1 人～2 人	565	511	454	403
3 人～4 人	271	275	223	186
5 人～9 人	217	192	184	148
10 人～19 人	99	103	101	100
20 人以上	55	55	49	59
計	1,207	1,136	1,011	896

1. 商業統計調査

(7) 観光

本市の観光客数等の推移を表 11 に示す。

本市の観光客施設は、市中心部や佛通寺地区、御調八幡宮地区、広島空港周辺地区、宇根山地区、白竜湖周辺地区に集積しており、総観光客数は、平成 26 年より増加傾向にある。

表 11 観光客数等の推移

(単位：千人)

区分	市民観光客 (市民)	市外観光客 (県内)	県外観光客	総観光客数
平成 22 年	1,087	969	140	2,197
平成 23 年	1,161	979	219	2,360
平成 24 年	1,670	1,179	274	3,123
平成 25 年	1,710	1,317	352	3,380
平成 26 年	1,508	1,278	436	3,222
平成 27 年	1,717	1,368	461	3,546
平成 28 年	1,841	1,281	655	3,777
平成 29 年	2,193	1,644	678	4,515
平成 30 年	1,717	1,484	708	3,909
平成 31 年	1,825	1,667	671	4,162

1. 広島県統計情報

第3章 都市環境

1. 土地利用

本市の土地利用状況を他目別土地面積で見ると表 12 に示すとおりである。

表 12 地目別土地面積

(単位：m²)

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 23 年度	45,151,480	15,630,177	18,291,472	161,604,001	4,635,556	8,361,762	217,315,552
平成 24 年度	45,009,946	15,571,324	18,387,861	161,737,069	4,662,377	8,408,396	217,213,027
平成 25 年度	44,911,826	15,511,422	18,461,771	162,089,320	4,703,726	8,454,587	216,857,348
平成 26 年度	44,861,670	15,447,371	18,615,942	162,049,221	4,731,923	8,547,065	216,736,808
平成 27 年度	44,753,656	15,367,912	18,696,482	161,845,048	4,746,850	8,742,381	216,837,671
平成 28 年度	44,651,301	15,309,549	18,821,659	161,563,535	4,755,793	8,878,078	217,570,085
平成 29 年度	44,330,305	15,253,647	18,959,308	161,773,126	4,853,809	9,103,321	217,276,484
平成 30 年度	44,199,963	15,182,556	19,016,278	161,871,307	4,938,029	9,366,853	216,975,014
平成 31 年度	43,879,948	14,812,189	19,059,586	162,226,524	5,023,854	9,593,659	216,914,240
令和 2 年度	43,355,965	14,572,078	19,151,297	162,418,365	5,149,391	9,796,182	217,066,722

1. 市資料

2. 住宅

本市における所有関係別住宅の推移を表 13 に示す。

表 13 住宅状況の推移

(単位：戸，%)

	区分	持家	借家				合計
			公共	民間	給与	計	
平成 20 年	戸数	24,730	2,920	6,850	890	10,660	35,390
	構成比	69.9	8.3	19.4	2.5	30.1	100
平成 25 年	戸数	28,440	1,520	6,980	610	9,110	37,550
	構成比	75.7	4.0	18.6	1.6	24.3	100
平成 30 年	戸数	28,240	1,350	7,240	550	9,140	37,380
	構成比	75.2	3.6	19.3	1.5	24.3	100

1. 住宅・土地統計調査

3. 上水道・下水道

(1) 上水道

本市における上水道普及率を表 14 に示す。

本市の水道は、昭和 8 年に給水開始して以来、拡張事業を実施し、水道普及率は 90%となっている。なお、簡易水道であった久井・大和地区は平成 29 年度に公営企業に統合している。

表 14 上水道普及状況

行政区域内人口（人）①	給水人口（人）②	普及率（％）②/①
91,317	82,167	90.0%

1. 市資料

2. 令和 3 年 3 月 31 日人口

(2) 下水道

本市における公共下水道計画の概要を表 15 に示す。

本市の下水道整備状況は、県全体と比較して整備水準が低いため、公共下水道の整備のほかに小型浄化槽の設置を促進するなど、地域の実情に応じた適切な施設整備により、普及率の向上を図ることが必要である。

表 15 公共下水道計画の概要

区分	種別	計画数値	
計画処理区域（ha）	用途地域	1,094.9	
	未指定地域	市街地	124.1
		開発区域	369.5
	計	1,588.5	
下水道排除方式		分流式	
計画処理人口（人）		（令和 18 年度）41,511	
1 日最大計画汚水量 （m ³ /日）	家庭	18,890	
	工場	7,820	
	その他	4,130	
	計	30,840	

1. 市資料

4. 上位計画

本市では、令和2年3月に「三原市長期総合計画 後期基本計画」を策定している。三原市長期総合計画の概要を表16に示す。

表 16 三原市長期総合計画の概要

[計画名称]	三原市長期総合計画 後期基本計画						
[策定年]	令和2年3月						
[施策の体系]							
将来像	行きたい 住みたい つながりたい 世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら						
基本目標	1. 新しい三原をつくる協働のまち 2. 地域の文化と多様な人材を育むまち 3. 多様な産業と多彩な交流による活力あるまち 4. 健やかに暮らせる人に優しいまち 5. 安心して快適・安全に住み続けられるまち						
計画の実現に向けて	効果的・効率的な行政運営 透明性の高い行政運営と情報発信 地方分権型社会に対応した行政経営						
[廃棄物処理に関する施策]							
	「基本目標 5 安心して快適・安全に住み続けられるまち」より抜粋						
	○循環型社会形成の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場など各施設の機能を最大限に発揮させるため、施設・設備の長寿命化や計画的な更新を進めるとともに、ごみや環境に対する啓発のための施設活用や市民の利便性向上に取り組み、一般廃棄物の安定的処理を継続します。 ・ごみの減量化や分別不良、不法投棄に対し、住民や事業所の理解と協力を促進するため、家庭や学校、事業所などと連携した取り組みを推進します。 ・環境への影響が問題視されているペットボトルやプラスチック類の処理やリサイクル全体のあり方を検討し、ごみの減量化や再資源化を推進します。 ・達成度を測る指標（平成30年度） <table border="0"> <tr> <td>市民1日1人あたりのごみ排出量</td> <td>904g</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化率</td> <td>14.8%</td> <td></td> </tr> </table> 	市民1日1人あたりのごみ排出量	904g		再資源化率	14.8%	
市民1日1人あたりのごみ排出量	904g						
再資源化率	14.8%						
	○汚水の適正処理						
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の処理区域内の計画的な下水道整備を行うとともに、コスト縮減を図りながら、公営企業会計のもとで安定した事業運営を行います。 ・公共下水道の処理区域外では、合併浄化槽への設置・転換を支援します。漁業集落排水事業と農業集落排水事業は整備済であるため、適正な維持管理を推進します。 ・達成度を測る指標 <table border="0"> <tr> <td>汚水処理人口普及率（全体）</td> <td>75.3%</td> <td>（平成30年度）</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設の保全数</td> <td>2か所</td> <td>（令和2年度）</td> </tr> </table> 	汚水処理人口普及率（全体）	75.3%	（平成30年度）	農業集落排水施設の保全数	2か所	（令和2年度）
汚水処理人口普及率（全体）	75.3%	（平成30年度）					
農業集落排水施設の保全数	2か所	（令和2年度）					

第4章 水環境

1. 水環境・水質保全の状況

本市の水環境，水質保全の状況は，平成30年度に広島県が実施した調査によると「市内15の水質測定地点のうち，環境基準の類型が指定されている河川6地点では全ての環境基準に適合している」という状況にある。

2. 水道水源の流域

本市の水道は，西野浄水場，中之町水源地，垣内浄水場，篝第一水源地，麓・宮ノ沖水源地，片山系水源地，川西第1・第2浄水場から配水されている。

沼田川支流川の棕梨川に建設された棕梨ダムは，水道用水の供給のほか洪水調整や工業用水の供給，水力発電にも利用されている多目的ダムである。

和久原川上流にある太郎谷ダムは，渇水期における中之町水源の取水強化を図っている。

3. 自然公園の地域

本市の自然公園としては，瀬戸内海国立公園，仏通寺御調八幡宮県立自然公園，竹林寺用倉山県立自然公園が指定されている。

また，広島県自然環境保全地域等の指定対象地域として，柄鎌瀬戸自然海兵保全地区（鷺浦町須波），佐木大野浦自然海浜保全地区（鷺浦町須波）が指定されている。

4. 湖沼水質保全法の指定地域

本市内には，湖沼水質保全法の指定及び環境基準の類型指定がある湖沼はないが，河川及び海域において水域指定がある。

河川の指定は，棕梨川，沼田川，仏通寺川，和久原川，御調川である。また，海域は，燧灘北西部としての指定である。

※平成30年度 eco ひろしま～環境情報サイト～，広島県環境データ集より

第3部 ごみ処理基本計画



“やさだるマン”
三原市公式マスコットキャラクター

第 1 章 ごみ処理の実態と分析

1. ごみ処理システム

(1) ごみ処理フロー

本市から排出されるごみは、図 7 に示すごみ処理フローのとおり処理されている。中間処理では、焼却処理及び破碎選別等の処理を行い、最終処分では、焼却残渣や不燃残渣を埋立処分している。その他、再資源化可能なものは、再資源化を行っている。

なお、布類・段ボール・古紙類は、もやすごみに分別されるが、再資源化可能であるため、ストックヤードもしくは古紙回収ボックス（布類の持ち込みは不可）への持ち込みを推奨している。

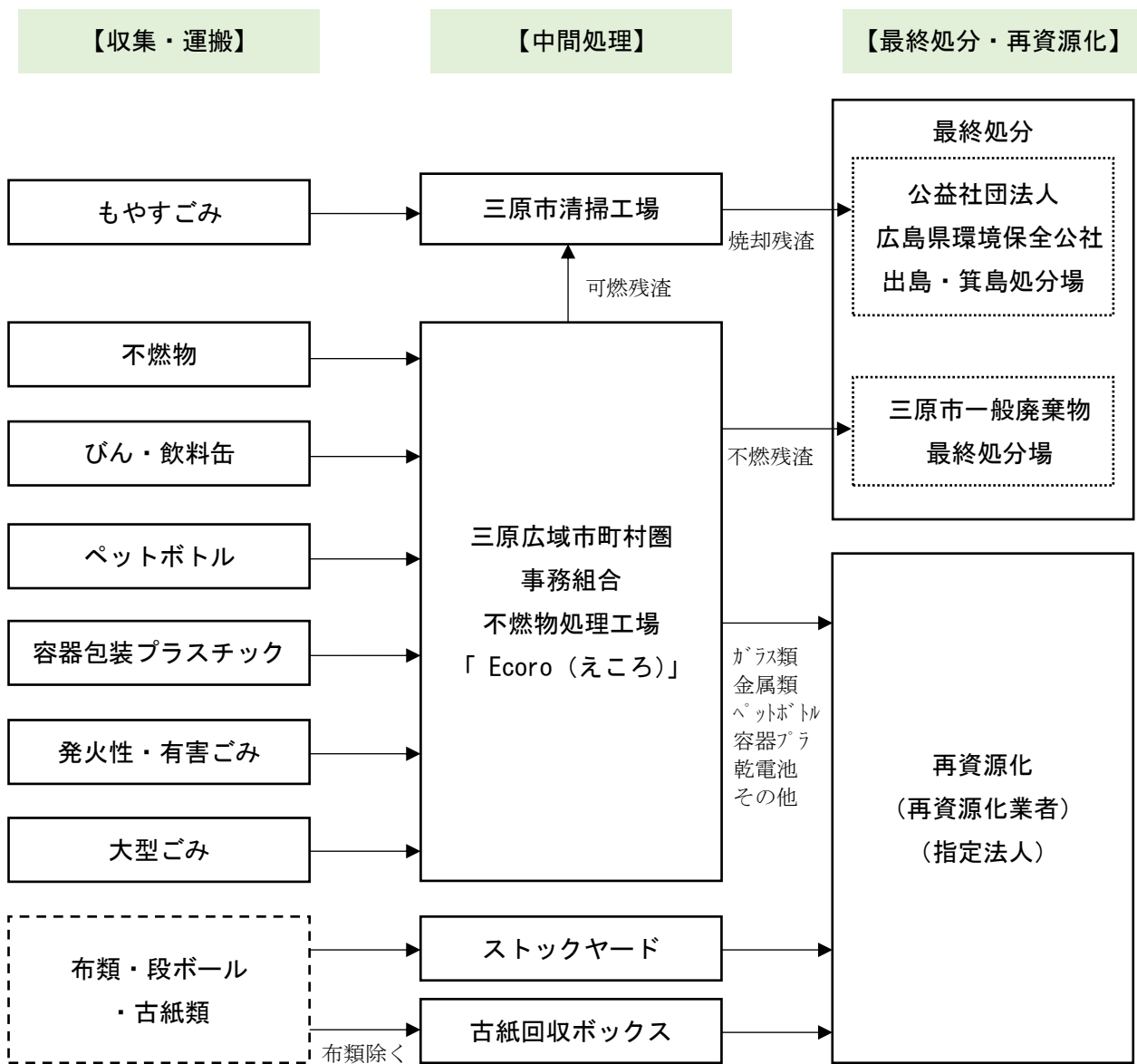


図 7 ごみ処理フロー

(2) 処理主体

生活系ごみの収集・運搬は、本市が主体となる。また、事業系ごみの収集・運搬は、事業者が主体となる。中間処理・最終処分については、本市が処理主体となる。なお、可燃性のごみは、世羅町から委託を受けて本市にて処理している。可燃性のごみ以外のごみは、世羅町分とともに三原広域市町村圏事務組合が主体となり処理されている。

また、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者責任または排出者の責任において処理・処分を行う。

表 17 ごみ種類ごとの処理主体

ごみ種類		排出	収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	もやすごみ	市民	三原市	三原市	
	不燃物			三原広域市町村圏事務組合	三原市
	びん・飲料缶				
	ペットボトル				
	容器包装プラスチック				
	発火性・有害ごみ				
	大型ごみ				
事業系ごみ	もやすごみ	事業者	事業者	三原市	
	古紙類			三原広域市町村圏事務組合	三原市
	不燃物				
	びん・飲料缶				
	ペットボトル				
	容器包装プラスチック				
	発火性・有害ごみ				

表 18 特別管理一般廃棄物と適正処理困難物の指定

項目	主な分類	概要
特別管理一般廃棄物	PCB を使用した部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる PCB 使用部品
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ごみ焼却施設において発生したもの
	感染性一般廃棄物	病院等から排出される感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
適正処理困難物	廃タイヤ	有害性・危険性・処理困難性等により適正処理が市町村では困難な製品を指定し、製造者・販売者に対して、その適正処理についての協力を求めるもの（左記は、平成 6 年厚生大臣指定の適正処理困難物）
	テレビ（25 型以上）	
	冷蔵庫（250L 以上）	
	スプリングマットレス	

(3) 収集・運搬

本市における生活系ごみの収集・運搬は、表 19 に示す 10 分別収集を行っている。なお、もやすごみのうち、段ボールと新聞、雑誌、雑がみ、布類は、ストックヤードもしくは古紙回収ボックス（布類の持ち込みは不可）での回収を行なっている。また、宅配便によるパソコンの無料回収※を行っている。

事業系ごみは、生活系ごみと同様の分別に古紙類を加え、大型ごみを除いた 10 分別としており、自ら処理施設に搬入するか、本市が許可した一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼する。

表 19 収集・運搬の概要

分別区分	収集頻度	収集形態	収集方式	排出容器
もやすごみ	週 2 回	直営及び 民間委託	ステーション 方式	もやすごみ指定袋 もやすごみ処理券
不燃物	月 2 回			透明または 中が透けて見える袋
びん・飲料缶	月 2 回			
ペットボトル	月 2 回			
容器包装プラスチック	月 2～3 回			
発火性・有害ごみ (4 分別)	年数回			
大型ごみ	月 4 回 (予約制)			

表 20 分別区分の詳細

分別区分	内容
もやすごみ	台所ごみ、紙おむつ、ぬいぐるみ、くつ類・皮革製品類、木くず（太さは 7 cm 以下）、カセットテープ、ビデオテープ、紙パック、紙くず類、貝殻類、カイロ・乾燥剤、保冷剤、ふとん・カーペット類、食用油のペットボトル、油を含んだ布、汚れの落ちないアルミホイル・ラップ、木製の家具類、段ボール、新聞・雑誌・雑がみ、布類 等
不燃物	飲料缶を除くかん類、陶器類、電化製品、照明器具、金属製のふた、電気コード類、ガラス類、汚れの落ちないびん・かん、スチール製イス、金属類、かさ、容器包装以外のプラスチック（プラマークのないもの）等
びん・飲料缶	きれいなびん・飲料缶
ペットボトル	ラベル・ふたを外したペットボトル
容器包装プラスチック	発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトルのラベル・ふた、シャンプーボトル 等
発火性・有害ごみ	①発火性危険ごみ、②電池、③電池の外せない小型家電・充電式小型家電、④蛍光灯（有害ごみ）
大型ごみ	自転車等、大型の家庭用電気器具類、家具類（木製を除く）
市にて収集しないごみ	一時多量ごみ・引っ越しごみ、事業ごみ、冷蔵庫及び冷凍庫・エアコン・テレビ・洗濯機及び衣類乾燥機、パソコン、分解した家電製品、農業用機具、資材・浴槽・建設廃材・自動車部品・バイク部品・バッテリー・ピアノ・ビニール波板・灰・農業用ビニール・農薬 等

表 21 ストックヤードの概要

項目		排出方法	注意事項
対象品目	新聞 (チラシ)	ひもでしばる	<ul style="list-style-type: none"> ・片手で持てる量 (概ね 10kg 以内) ・汚れたもの、濡れたものは不可
	雑誌		
	段ボール	折りたたんで、ひもでしばる (一辺の長さが 1m 以内)	
	雑がみ	ひもでしばるか、紙袋に入れる	
	古着類	ひもでしばるか、中身が見える袋に入れる	
場所		三原市清掃工場敷地内 (三原市八坂町)	
開場日時		平日 (月曜日～金曜日) 8時30分～12時, 13時～16時30分 ※年末年始は除く ※開場日は三原市清掃工場と同様	

表 22 古紙回収ボックスの概要

項目		排出方法	注意事項
対象品目	新聞 (チラシ)	ひもでしばる	<ul style="list-style-type: none"> ・片手で持てる量 (概ね 10kg 以内) ・汚れたもの、濡れたものは不可
	雑誌		
	段ボール	折りたたんで、ひもでしばる (一辺の長さが 1m 以内)	
	雑がみ	ひもでしばるか、紙袋に入れる	
場所		三原市人権文化センター 三原市役所本郷支所 三原市役所久井支所 三原市役所大和支所	
開場日時		平日 (月曜日～金曜日) 8時30分～17時15分 ※祝休日・年末年始は除く	



ストックヤード



古紙回収ボックス

※宅配便によるパソコンの無料回収について

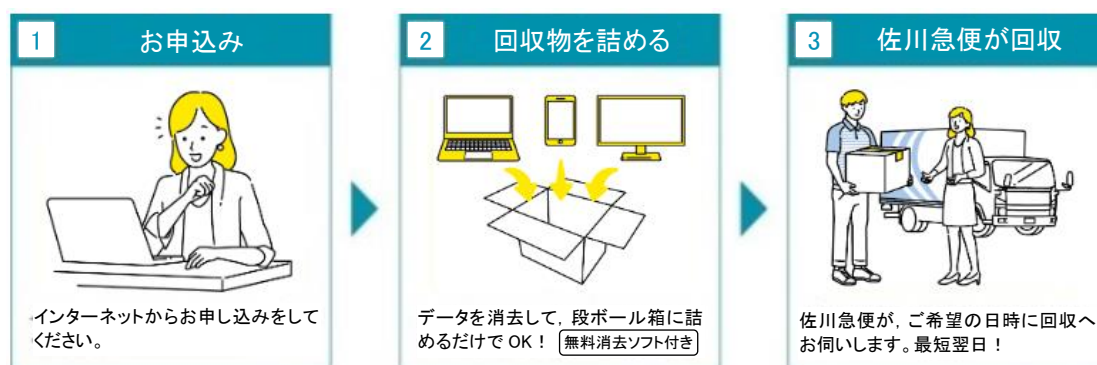
本市では、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と、令和3年10月1日に連携と協力に関する協定を締結した。これにより、リネットジャパンリサイクル株式会社による宅配便を利用したパソコンの回収ができるようになっている。

ア 宅配便による無料回収

回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となる。また、プリンターなどの周辺機器も一緒に回収できる。(無料となる箱のサイズと重量の上限は、3辺合計140cm以内、重量20kg以下。)

イ 利用方法

リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページ画面もしくは、ファックスから申し込む必要がある。



(4) 中間処理

三原市清掃工場は、もやすごみを焼却処理しており、焼却による余熱を利用して、給湯及び施設内の暖房を行っている。また、平成 28 年度に基幹的設備改良工事を完了し、令和 13 年度までの延命化を図っている。

不燃物処理工場 Ecoro（えころ）は、令和 3 年 3 月に供用開始した施設で、三原広域市町村圏事務組合が管理しており、本市及び世羅町の不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発火性・有害ごみ、大型ごみを処理している。

表 23 三原市清掃工場の概要

項目	内容
施設名	三原市清掃工場
所在地	三原市八坂町 10227 番地
敷地面積	80,600 m ² （面積に不燃物処理工場を含む。）
工事期間	平成 8 年 7 月～平成 11 年 3 月
処理能力	180t/日（90t/24h×2 炉）
処理方式	連続燃焼式



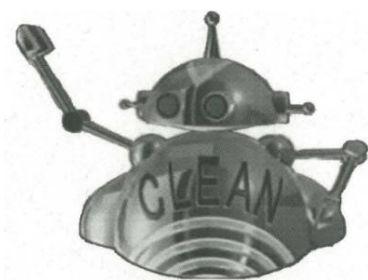
三原市清掃工場

表 24 不燃物処理工場 Ecoro（えころ）の概要

項目	内容
施設名	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場 Ecoro（えころ）
所在地	三原市八坂町 10227 番地
敷地面積	8,331 m ² （三原市清掃工場敷地内）
工事期間	平成 31 年 3 月～令和 3 年 2 月
処理能力	20 t/日 不燃・粗大ごみ処理設備 5.0 t/日 容器包装プラスチック処理設備 6.4 t/日 ペットボトル処理設備 1.8 t/日 びん・缶処理設備 6.8 t/日
処理方式	選別、破碎、圧縮、保管



不燃物処理工場 Ecoro（えころ）



“ロボクリーン”
三原市清掃工場
イメージキャラクター



“はかせ”と“まなぶ”
不燃物処理工場 Ecoro（えころ）
イメージキャラクター

(5) 最終処分

三原市一般廃棄物最終処分場には、本市から排出されるごみのうち、三原市清掃工場の焼却残渣、不燃物処理工場 Ecoro（えころ）の処理残渣を埋立処分している。

なお、現在は、最終処分量の多くを一般社団法人広島県環境保全公社が管理する出島・箕島処分場にて埋立処分している。

表 25 三原市一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設名	三原市一般廃棄物最終処分場
所在地	三原市八坂町 10227 番地
埋立計画期間	平成 10 年 4 月～令和 5 年 3 月
遮水工	アスファルト吹き付け＋ゴムシート
浸出水処理	生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌
埋立面積	22,000m ²
埋立容量	163,000m ³
残余容量	60,785m ³ （覆土含む）

※残余容量は、令和 3 年 3 月 31 日



三原市一般廃棄物最終処分場

表 26 出島処分場の概要

項目	内容
施設名	出島処分場
所在地	広島市南区出島 4 丁目地先
設置年月日	平成 26 年 3 月 25 日
受入期間	10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）
処理方式	投入台船より薄層散布工法（海面埋立）
埋立容量	1,900,000m ³
埋立面積	166,000m ²
残余容量	1,584,000m ³

※残余容量は、令和 3 年 3 月 31 日



出島処分場
（一般社団法人広島県環境保全公社
ホームページより）

表 27 箕島処分場の概要

項目	内容
施設名	箕島処分場
所在地	福山市箕沖町 107-1
設置年月日	平成元年 9 月 1 日
処理方式	片押し工法
埋立容量	685,975m ³
埋立面積	119,302m ²
残余容量	140,000m ³

※残余容量は、令和 2 年 11 月 8 日



箕島処分場
（一般社団法人広島県環境保全公社
ホームページより）

(6) その他資源回収

ア 集団回収

集団回収とは、新聞や雑誌等の古紙や布類等資源として活かせるものを町内会・子ども会やPTA等地域の団体に回収し、再資源化を進める活動である。

集団回収の実施団体に対しては、古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業として、奨励金の交付を行っている。また、実施団体が古紙等を一時的に保管するための保管庫を設置、修繕、改造した場合、古紙等資源集団回収用保管庫設置等補助金交付事業として、補助金を交付している。

表 28 古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業の概要

項目	内容
品目	・古紙類（新聞、雑誌類、段ボール、雑がみ） ・布類 ・アルミ缶
奨励金額	回収量 1kg につき 7 円 年 3 回以上実施し、かつ前年度の回収量を上回った場合、別途 5,000 円交付
対象者	三原市内の町内会・PTA・子ども会・女性会や老人クラブ等の団体に、 原則として年 3 回以上の古紙等資源回収を実施できる団体であること

表 29 古紙等資源集団回収用保管庫設置等補助金交付事業の概要

項目	内容
対象者	古紙等資源集団回収登録団体
補助金額	設置・修繕・改造費（消費税を含む）の 2 分の 1 以内 ただし、限度額 10 万円、千円未満切り捨て
交付回数	1 登録団体につき年度内 1 回 (交付を受けた年度の翌年度に再度交付を受ける場合は、交付年度の古紙等の回収量を翌年度が上回った場合に限る。)
要件 (いずれも必須)	・登録団体が維持管理すること ・資源集団回収対象品目の保管以外の目的に使用しないこと ・補助金交付後 5 年間は、資源集団回収を継続すること ・固定設置型で構造上、堅牢性及び耐久性があるもの ・保管庫設置等の際、土地所有者もしくは土地管理者から設置に係る承諾書を得ること

イ 店頭回収

本市内には、本市のごみ処理フローとは別として、店頭で古紙等を回収し、再資源化をしている店舗が 11 店舗ある（令和 3 年 10 月時点）。本市は、再資源化を推進する観点から、店頭回収の利用を推奨している。

2. ごみ処理の実態

(1) ごみ排出量

過去10年間のごみ排出量（集団回収量を除く。以下同じ。）の推移は、以下のとおりである。

ア ごみ総排出量

ごみ総排出量は、減少傾向である。1人1日当たりの排出量では、増減しながら減少している。

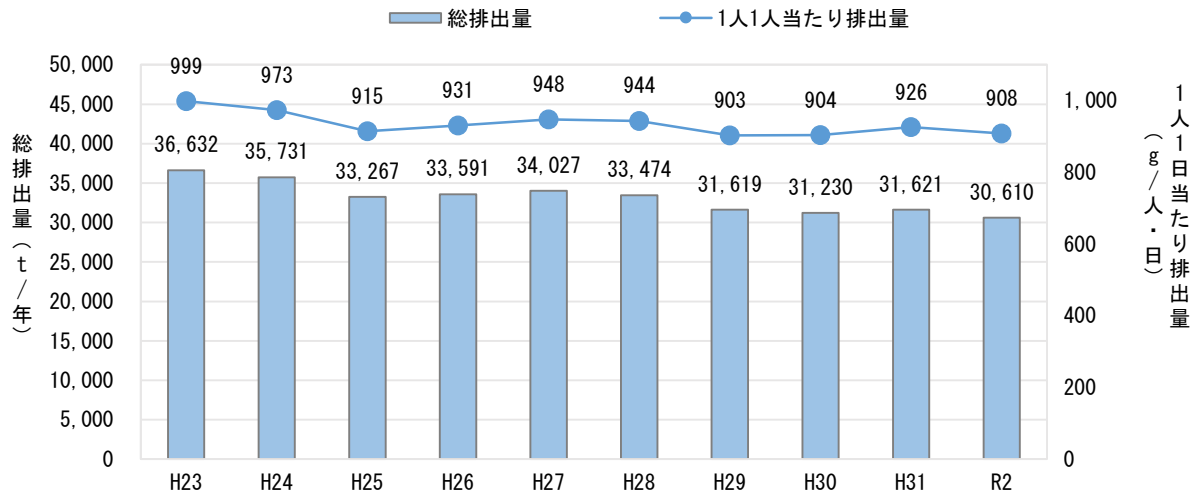


図 8 ごみ総排出量, 1人1日当たり排出量

イ 生活系ごみ, 事業系ごみ

生活系ごみは、平成25年度以降、概ね横ばいであるのに対し、事業系ごみは、平成29年度から減少傾向にある。事業系ごみの減少要因は、事業系ごみの料金改定や分別区分変更等により、可燃ごみの減量化が進んだことである。また、生活系ごみが約6割、事業系ごみが4割を占めている。

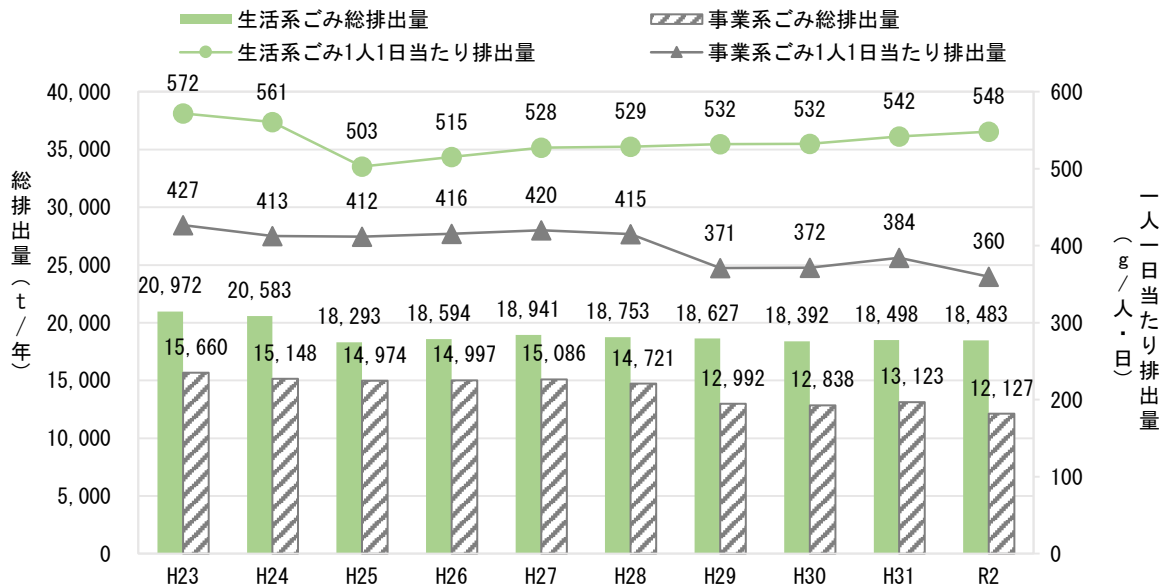


図 9 生活系ごみ, 事業系ごみ排出量

ウ 種類別排出量

種類別排出量は、資源ごみ・粗大ごみが平成 29 年以降横ばいで、可燃ごみ・不燃ごみは減少傾向である。また、可燃ごみが全体の 8 割以上を占めている。

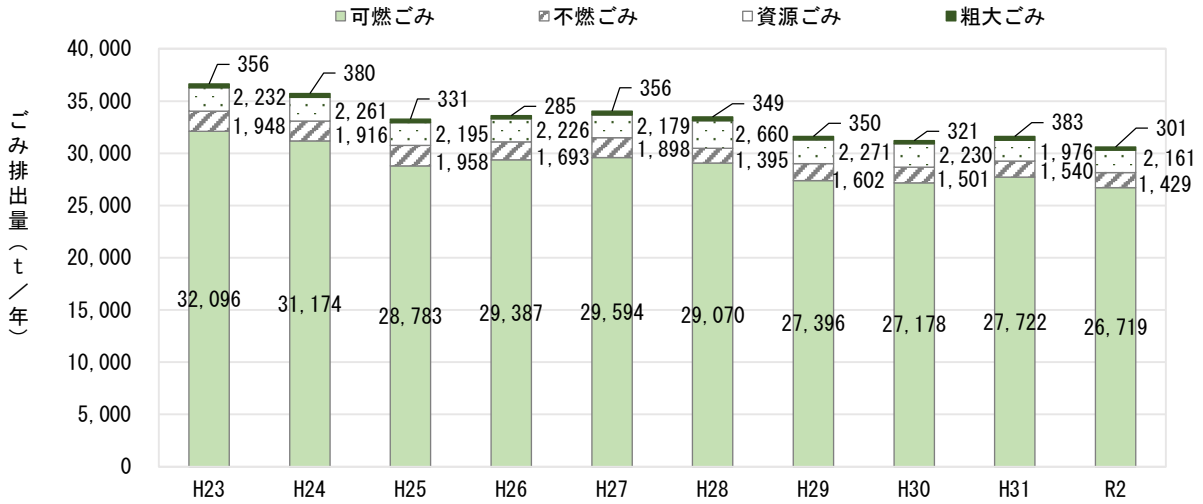
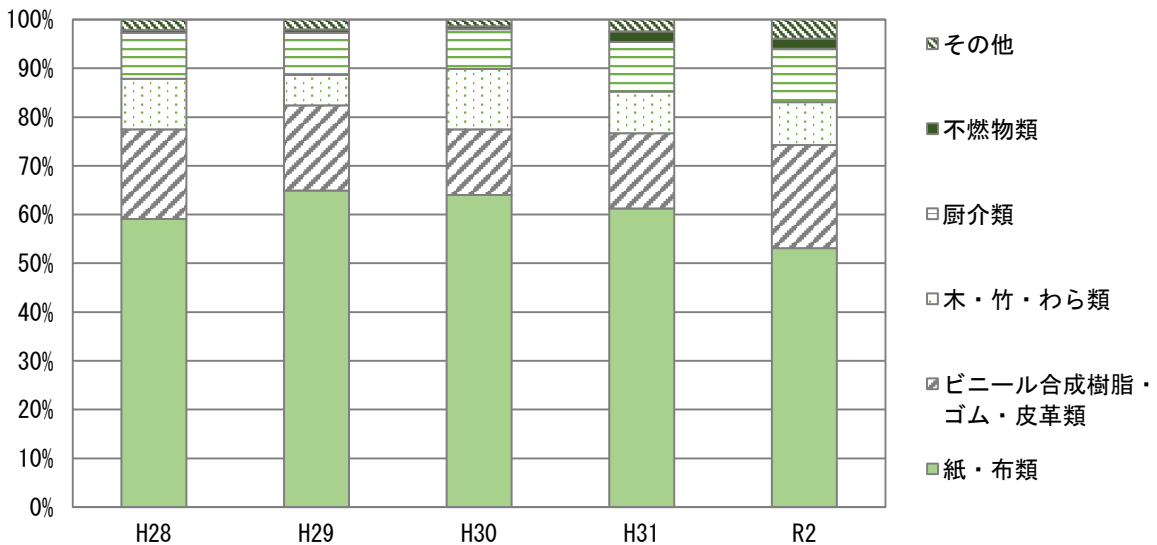


図 10 種類別排出量

(2) ごみの性状

ごみの性状では、紙布類が平成 30 年度をピークに減少傾向である。また、ビニール合成樹脂・ゴム・皮革類は、増減を繰り返しながら、令和 2 年度では過去 5 年間で高い値となっている。厨芥類、不燃物類、その他は、低く値で推移している。



(3) 中間処理量

中間処理量は、ごみ排出量の減少に合わせて、焼却処理と焼却以外の中間処理がともに減少傾向である。

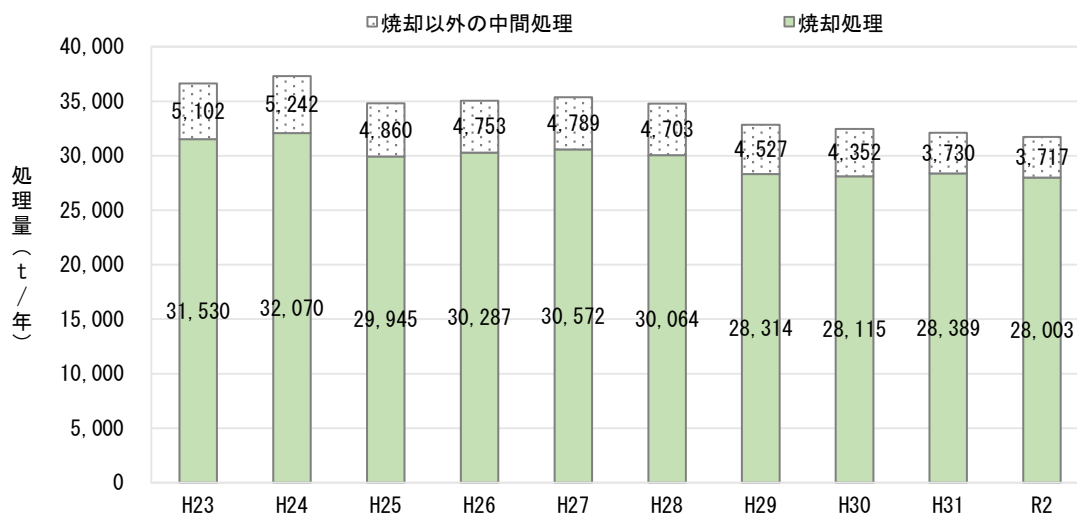


図 11 処理内訳の実績

(4) 最終処分量

最終処分量は、平成 28 年度以降、概ね横ばいである。

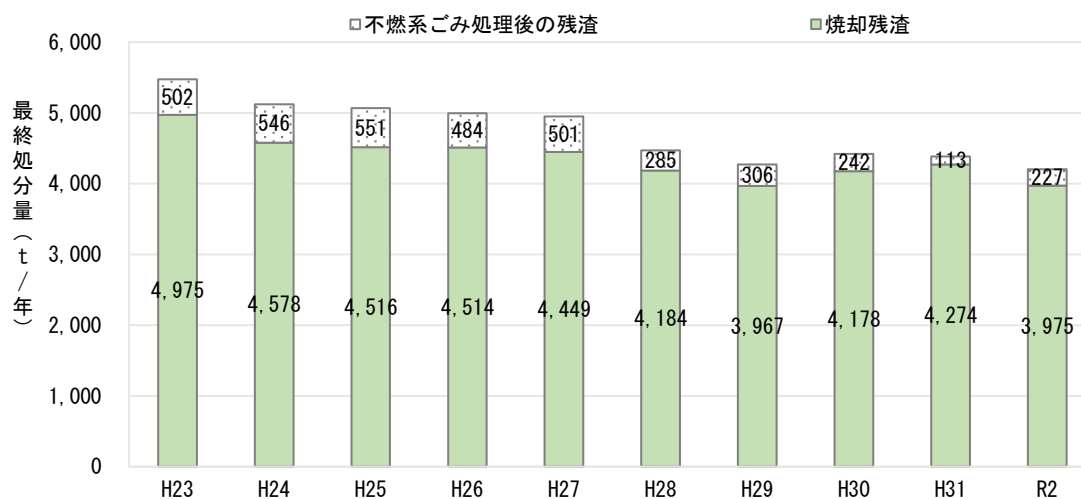


図 12 最終処分の実績

(5) 再資源化量

ア 再資源化量の推移

本市の再資源化に係る取組は、施設資源化（不燃物処理工場での破碎・選別による再資源化）や集団回収に加えて、平成 24 年度からストックヤード、平成 27 年度から古紙回収ボックスによる拠点回収を行っている。また、平成 26 年度から店頭回収の集計を開始している。

再資源化量は、平成 26 年度以降、減少傾向となっている。なお、全体として、施設資源化が最も多く、次いで店頭回収と集団回収が多くを占めている。また、再資源化率は、平成 29 年度以降、減少傾向である。

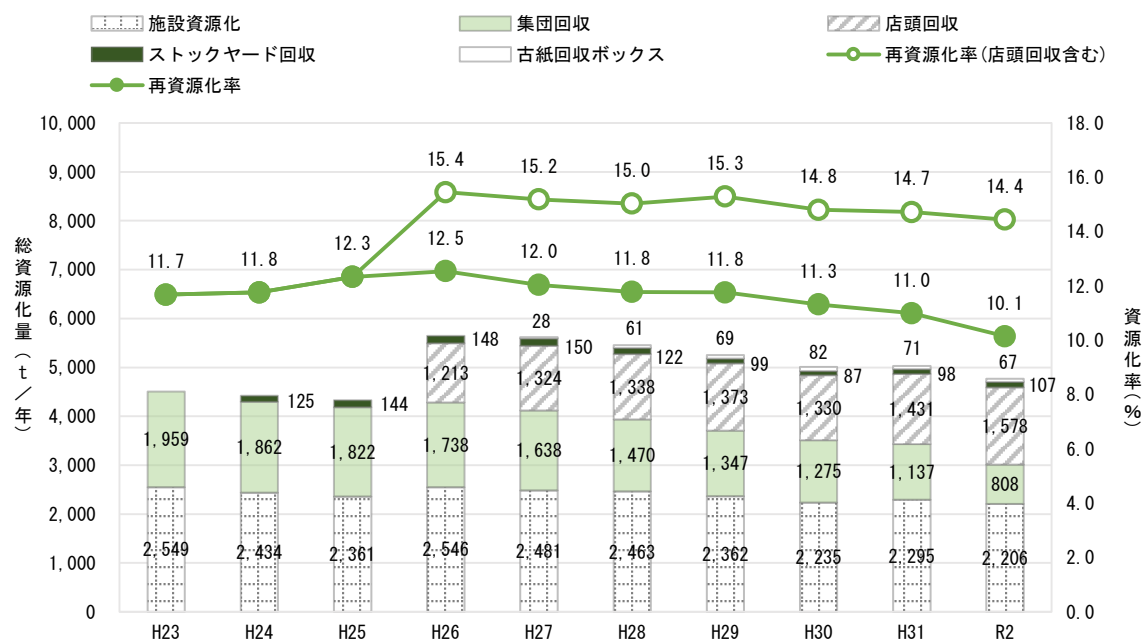


図 13 再資源化量の推移

イ 施策ごとの再資源化量

(ア) 施設資源化

施設資源化量は、不燃物処理工場への施設搬入量の減少と合わせて、減少傾向にある。

また、びん・スチール缶からペットボトル・アルミ缶への移行といった容器の軽量化も影響している。

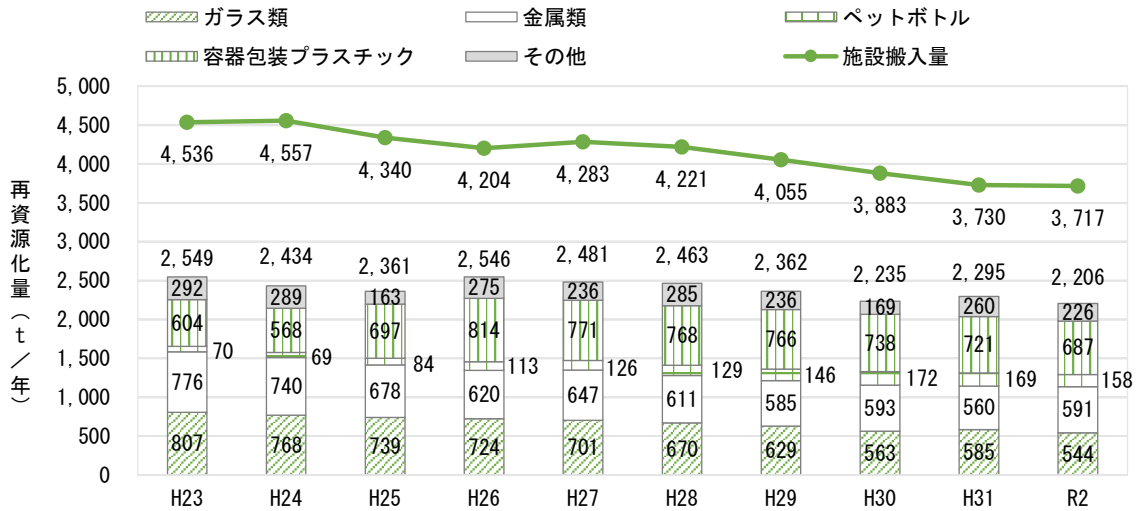


図 14 不燃物処理工場の再資源化量

(イ) 集団回収

集団回収量は、平成 26 年度に奨励金額の改定を行い、回収量の維持に努めてきたが、減少傾向である。実施団体数は、概ね横ばいで推移しており、大きな差は生じていないため、スマートフォンやネットニュースが普及し、全国的に新聞や雑誌等の発行部数が減少していることによる影響と考えられる。

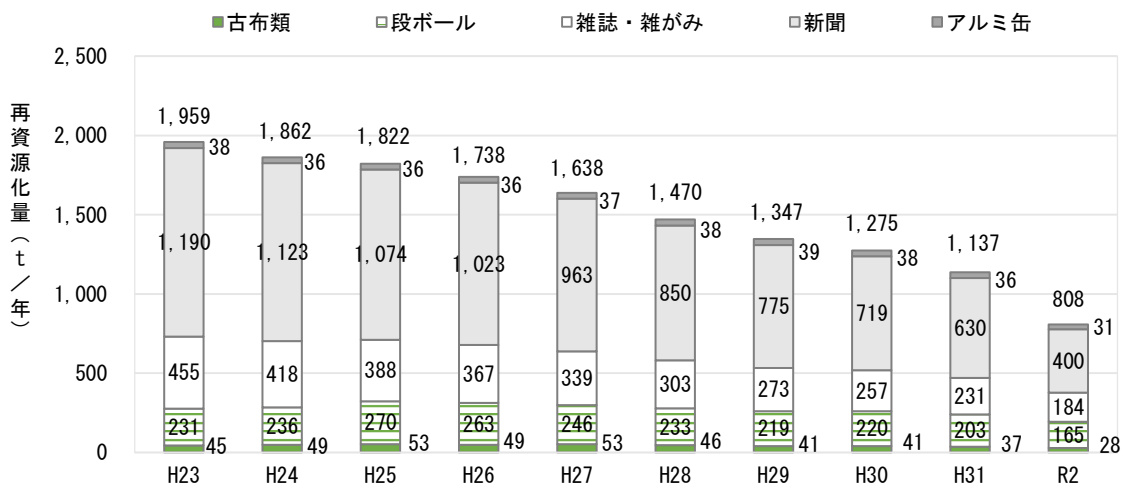


図 15 集団回収の再資源化量

(ウ) 拠点回収

拠点回収は、ストックヤードと古紙回収ボックスでの回収を実施している。

ストックヤードは、三原市清掃工場敷地内に設置されており、平成 24 年度から再利用可能な古紙や古着等の受入を行っている。ストックヤード回収量は、新聞の回収量が減少している。一方で、雑がみの回収量が増加しているため、雑がみが資源物であることを認識した市民が増えていることが考えられる。

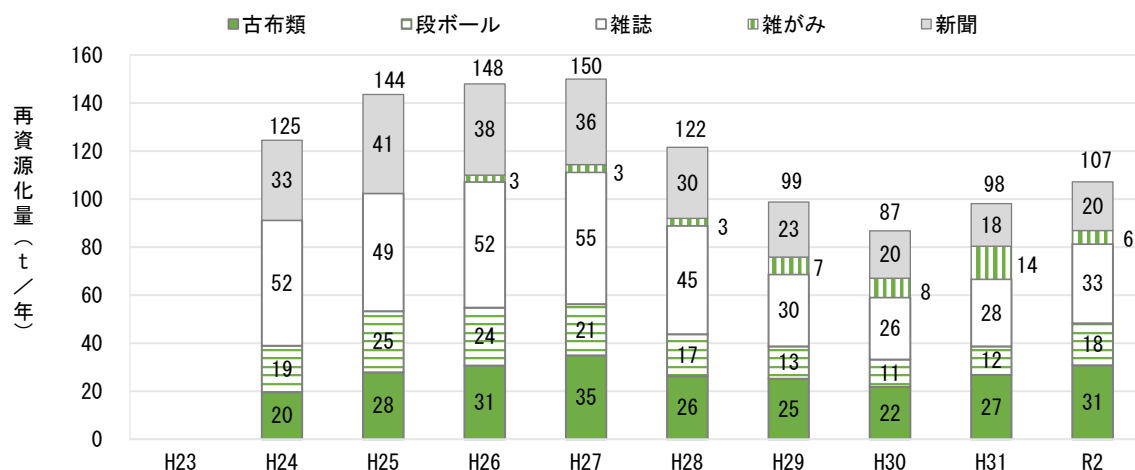


図 16 スtockヤード回収の再資源化量

古紙回収ボックスの回収量は、平成 30 年度から減少傾向にあるが、平成 27 年度の設置時から倍以上に増加している。これは、古紙回収ボックスの存在を市民が認識し、定着したことが要因と考えられる。

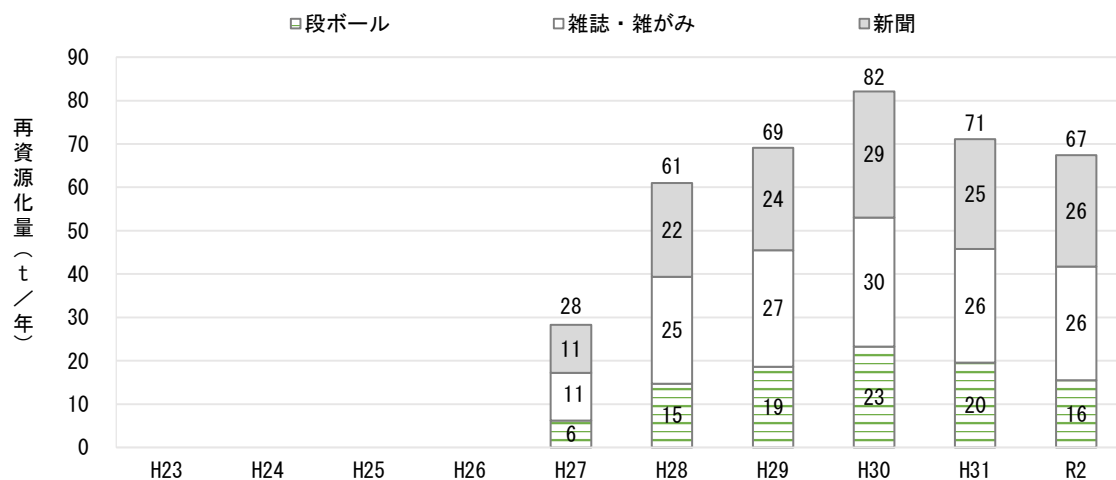


図 17 古紙回収ボックスの再資源化量

(エ) 店頭回収

店頭回収の回収量は増加傾向である。実施店舗は、平成 26 年度の 6 店舗から平成 27 年度に 9 店舗まで増加し、令和 2 年度に 11 店舗まで増加している。

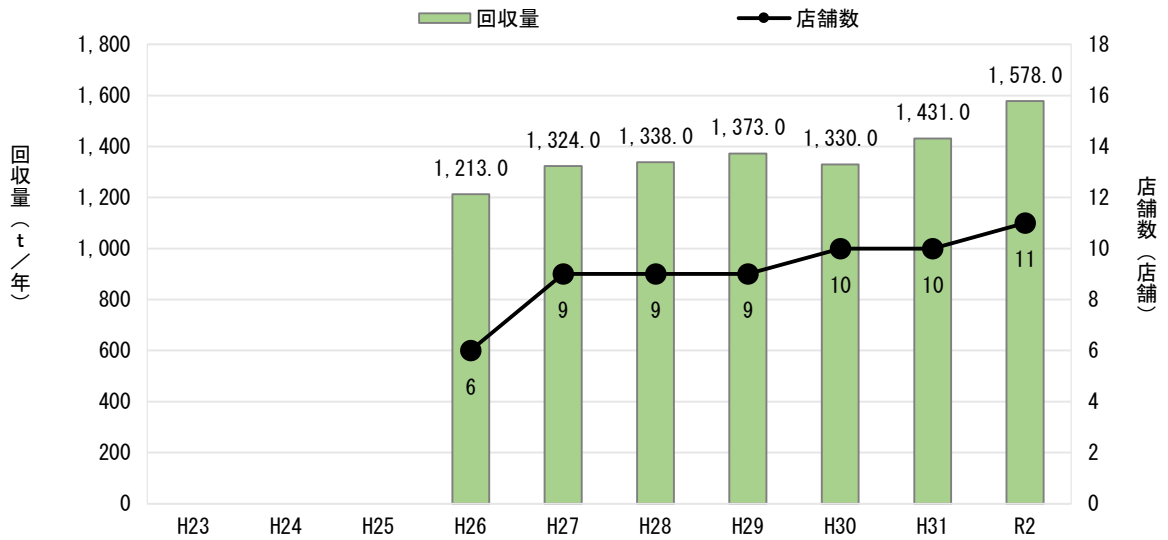


図 18 店頭回収の回収量

(6) 処理経費

本市のごみ処理経費（処理及び維持管理費）は、年間8億円～10億円で推移しており、近年、増加傾向にある。

また、県内自治体と比較すると、平成31年度において、本市のごみ1t当たり処理及び維持管理費と1人当たり処理及び維持管理費は、ともに県内自治体平均と概ね同等である。

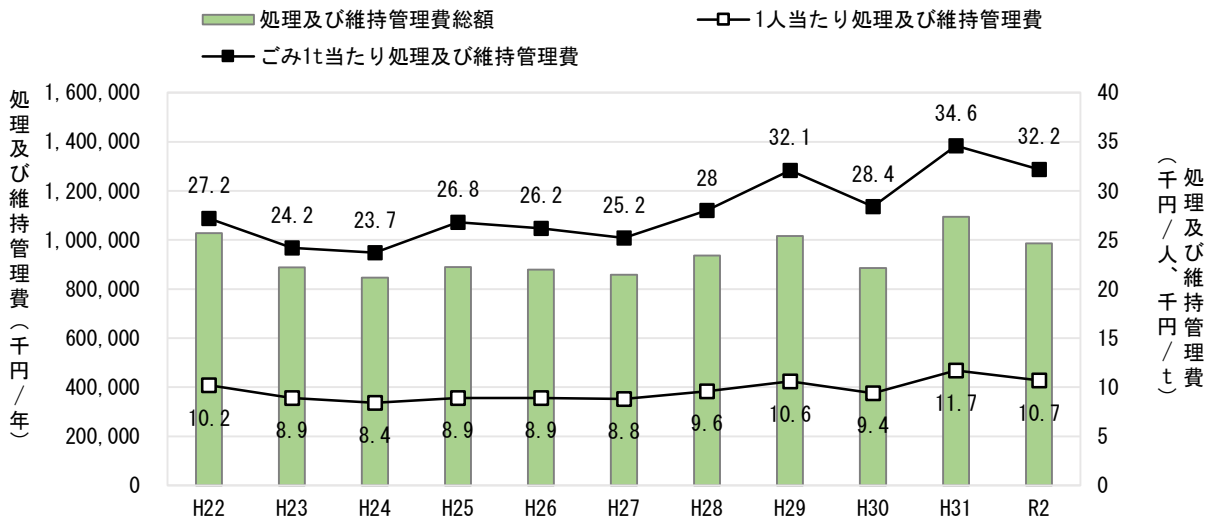


図 19 ごみ処理経費（処理及び維持管理経費）の推移

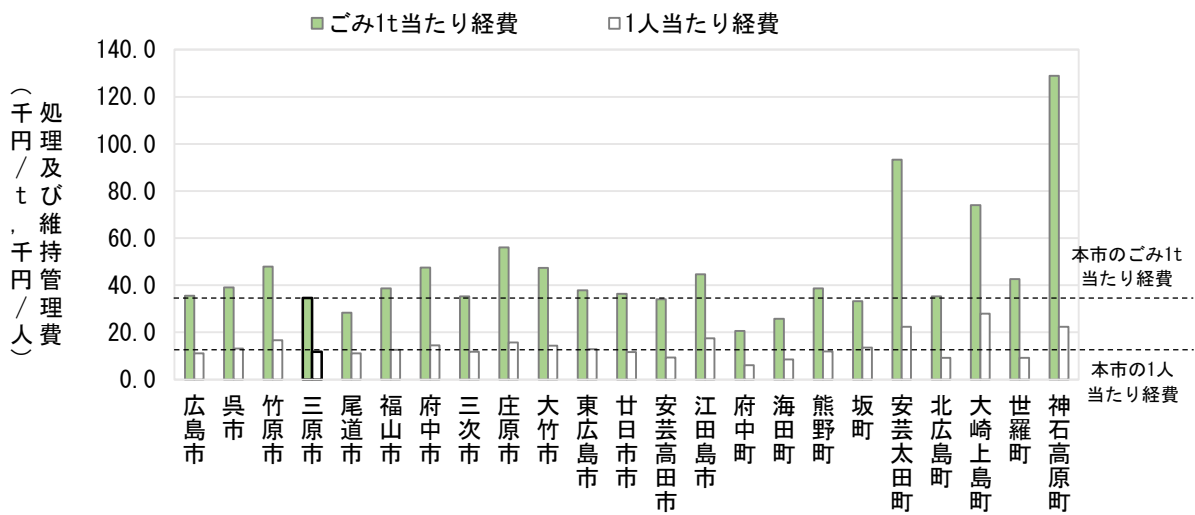


図 20 県内の処理及び維持管理経費比較（平成31年度）

(7) ごみ処理の評価

ア 第1次一般廃棄物処理基本計画の達成状況

(ア) 数値目標の達成状況

第1次計画では、令和3年度を目標年度として、ごみ排出量、再資源化量及び再資源化率の目標を設定している。ごみ排出量について、生活系ごみは横ばいで推移しており、令和3年度の目標達成が困難と予想される。事業系ごみは、平成29年度に分別区分の変更やごみ処理手数料の改正を行ったことにより大きく減少し、令和2年度は12,127 tで、このまま減少した状態を維持できれば、令和3年度の目標達成が可能と予想される。

また、再資源化量と再資源化率は、減少傾向であり、令和3年度の目標達成が困難と予想される。

表 30 ごみ排出量の実績値と目標値

項目		生活系ごみ	事業系ごみ	合計
実績値	H26	18,594 t	14,997 t	33,591 t
	R2	18,483 t	12,127 t	30,610 t
目標値	R3	17,731 t	13,239 t	30,970 t
	状況	達成困難	達成可能	達成可能

表 31 再資源化の実績値と目標値

項目		再資源化量	再資源化率
実績値	H26	5,645 t	15.4%
	R2	4,648 t	14.1%
目標値	R3	6,912 t	20.1%
	状況	達成困難	達成困難

(イ) 施策の実施状況

施策の実施状況は、表 32 のとおり、第 1 次計画に基づいて施策を実施してきたが、平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、一部未実施の施策がある。

表 32 施策の実施状況

施策		実施状況	
PR・啓発 事業・環境 学習の充実	啓発事業の実施	出前講座	生活推進員と連携し、市民の要望に応じて随時実施。
		ごみ処理施設の見学会	見学を希望される方に対して、随時実施。
		キャンペーン、イベントの開催	不燃物処理工場 Ecoro（えころ）に啓発コーナーを設置。
		広報活動	ホームページ、広報みはら等を通じて、ごみ減量化等の情報を発信。
	その他環境教育活動	絵画コンテスト入選作品をかんきょうカレンダーに掲載（現在中止）。	
	情報の発信	排出抑制に関するマニュアルの配布	家庭ごみ分別ガイド、事業ごみ分別ガイド、かんきょうカレンダーを作成し、配布。
		エコショップ、リサイクルショップの情報発信	未実施
排出抑制 関連事業の 整備・支援	コスト分析に基づく適正な負担	ごみ処理費用の適正負担を検討 ごみの処理手数料の検討	生活系可燃ごみ指定袋の料金改訂。 小袋 15L：13 円、中袋 30L：25 円、 大袋 45L：37 円、処理券 51 円
		集団回収事業の整備	古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業、古紙等資源集団回収用保管庫設置等補助金交付事業を継続。
	排出抑制のための制度助成	生ごみ処理機器購入補助制度の整備	コンポスト容器の補助基数 H30:46 基, H31:47 基, R2:59 基 生ごみ処理機電動式の補助基数 H30:42 基, H31:36 基, R2:41 基
		その他、排出抑制に関する取り組み助成制度を整備	廃棄物集積所（ごみステーション）設置等に関する補助事業を実施。
		三原市廃棄物減量等推進審議会の運用	継続実施
	事業所ごみに対する徹底指導	ごみの減量計画の策定を指導	未実施
		年次報告書の提出を義務づけ	
優良事業所の認定			

表 32 施策実施状況

施策		実施状況	
生産・消費・ 廃棄システム の改革	店頭回収 システムの強化	店頭回収を推進 業界に対して市民の協力を得ることへの働きかけ	ホームページやごみ分別ガイド等を通じて、店頭回収の実施店舗を紹介。
	包装の簡素化を 推進	レジ袋の廃止	広報みはら、ホームページ等でマイバックの利用を啓発。
		過剰包装の自粛、簡素化	
		製造業者や販売業者での 取り組みを推進	
	ごみを出さない 活動の推進	バザー、フリーマーケット等の リサイクル活動	未実施
		リサイクル推進店舗等の情報提供	
各種の活動を実施する場所を提供			
その他 事項	施策推進のための 体制づくり	市民・事業者との協議の場を充実	三原市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催。
	事業者・廃棄物再生業者の協力	ごみ減量のための 自主回収ルートの確立	未実施
		ごみにならない容器の利用促進	
		適正処理困難物等の処理施設整備の支援	
		資源化物の逆流通システムの 確立の支援	
適正な自家処理体制の構築の支援			
事業系ごみの減量化・再資源化 に向けて新規に取り組む施策	事業系ごみ処理手数料の改定	平成 29 年度料金改定（平成 31 年度再改定）10kg あたり 140 円	
	展開検査の実施	年数回の頻度で実施。	
	事業系ごみ分別区分の細分化	平成 29 年度から 8 分別に細分化。	
	ストックヤードでの 事業系古紙の受入	平成 29 年度から受入れを開始。	
	その他プラスチック類等の 再資源化	不燃物処理工場 Ecoro（えころ）の搬入物から小型家電を取り出し、再資源化を実施。	

イ 類似自治体との比較

本市のごみ処理実績について、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」を基に人口、産業構造等の都市形態が類似^{*}している全国の各市町村と比較した結果を表 33、図 21 に示す。

本市のごみ処理実績として、1人1日当たり総ごみ排出量は、類似市町と概ね同等である。廃棄物からの資源回収率は、類似市町の平均値を下回っている。廃棄物のうち最終処分される割合は、類似市町の平均値を下回っている。人口1人当たり年間処理経費と最終処分に要する費用は、類似市町の平均値を下回っている。

※類似市町の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知総務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠して行った。

表 33 ごみ処理の評価（平成31年度）

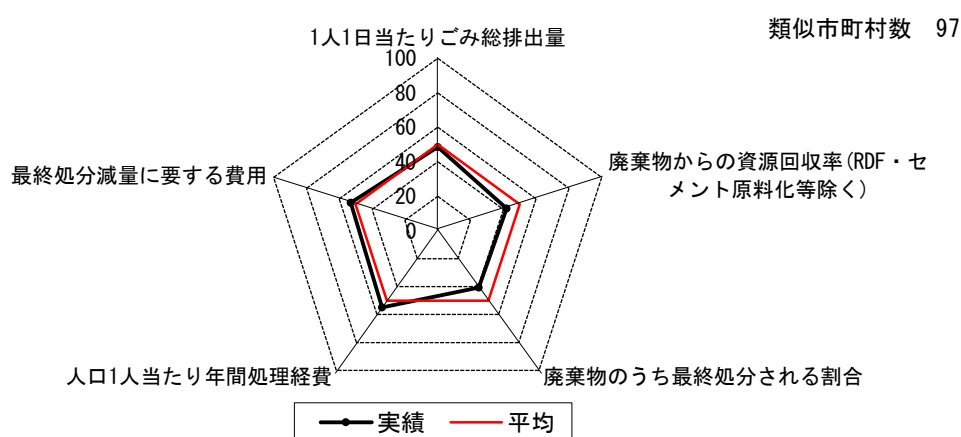
項目		1人1日 当たりごみ 総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人 当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 [*] に要する費用 (円/t)
類似市町 実績	平均	0.941	0.156	0.089	11,937	35,679
	最大	1.355	0.304	0.242	27,010	64,860
	最小	0.642	0.049	0	4,696	8,948
	標準偏差	0.139	0.055	0.048	4116	11645
三原市実績		0.96	0.112	0.134	9,950	32,128
偏差値		48.6	42.0	40.6	54.8	53.0

※最終処分減量に要する費用とは、一般廃棄物処理実態調査結果に基づき、次式により算定された費用である。

$(\text{人件費} + \text{処理費} + \text{委託費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

経済性の視点より、費用対効果を指標で図るもので、費用が安いほど優れた状態である。

出典：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成25年4月改訂 環境省



※市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(環境省)を基に作成

図 21 ごみ処理の評価（平成31年度）

ウ 県内比較

ごみ排出量は、過去 10 年間を通して、広島県の平均より多く推移している。

また、再資源率は広島県の平均より低い値で推移している。

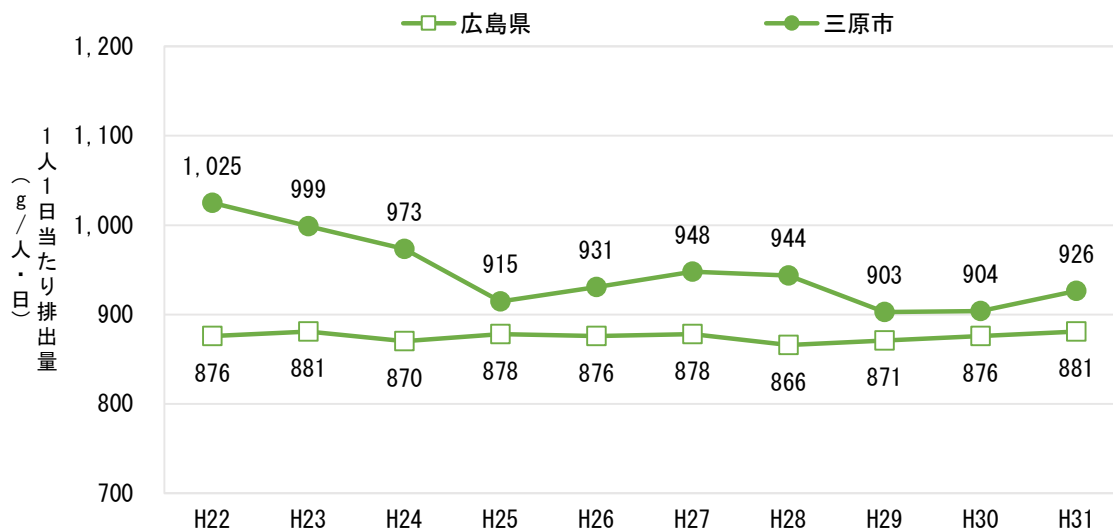


図 22 ごみ総排出量 1 人 1 日当たり排出量 広島県との比較

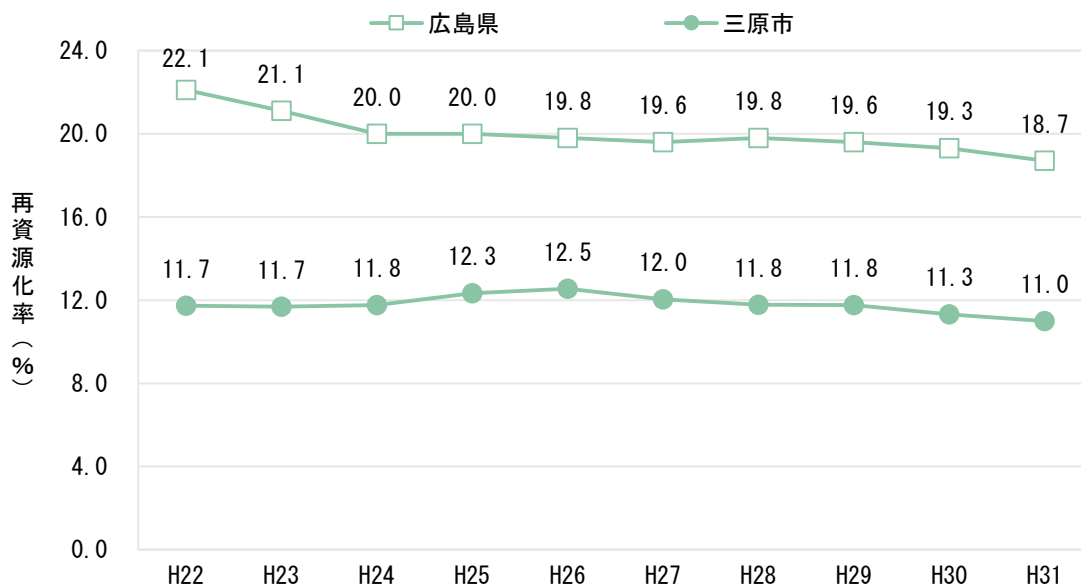


図 23 再資源化率 広島県との比較

3. ごみ処理の課題

以上を踏まえると、本市におけるごみ処理の課題は、以下のとおりである。

(1) ごみ処理体制の課題

- 現在のごみ分別区分は、令和2年10月に変更されたものであり、引き続き普及啓発していく必要がある。
- 高齢者にとって、ごみの排出作業は負担であり、特に大型ごみの排出は大きな負担となる。本市では、高齢化が進み、高齢者が増加していること踏まえた対策を検討する必要がある。
- ごみ排出困難者への対応等、地域が抱える課題にも対応していく必要がある。
- 最終処分場等、既存の廃棄物処理施設を適切に管理し、適正処理の維持に努めていく必要がある。
- 近年、気候変動による局地的な大雨が多発しており、本市においても、浸水や土砂災害等による被害が増加している。そのため、災害時に発生する廃棄物（災害廃棄物）の処理体制について、検討する必要がある。

(2) ごみ排出の課題

- ごみ排出量の年間量について、今後も減少傾向を維持するための対策を検討する必要がある。
- 生活系ごみは、県平均に比べて多くなっており、1人1日当たり排出量で見ると増加していることから、減量化の対策が必要である。
- 事業系ごみは、平成29年度に大きく減少させることができた。ただし、ごみ量全体としては、県平均に比べてまだ多い状態であるため、引き続き対策を行う必要がある。

(3) 再資源化の課題

- 県平均に比べて、再資源化率が低い傾向にあるため、対策が必要である。
- 資源物そのものの量が減少していく中でも、適切に資源回収が行えるように検討する必要がある。

(4) その他の課題

- 食品ロス問題、海洋プラスチック問題等、近年の廃棄物行政で求められる事項についての対策を推進する必要がある。
- 今後は、市民と事業者が連携して、ごみ減量化、再資源化を推進していく必要がある。

海洋プラスチック問題とは

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海洋プラスチックごみに関して2050年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20首脳間で2019年に共有された。

本市においても、海洋プラスチック対策に努めていく必要がある。

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

(1) 基本理念

第2次計画の基本理念を「安心して快適・安全に住み続けられるまち」とし、この基本理念に基づいて施策を推進することで、ごみ処理の課題を解決するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していく。

基本理念 : **安心して快適・安全に住み続けられるまち**

《関係する SDGs》



持続可能な開発目標（SDGs）とは







2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

ごみ処理に関係のあるゴールは以下のとおり。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



- | | |
|---|---|
|  | <p>6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |
|  | <p>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人々の安価かつ信頼できる、持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> |
|  | <p>12. つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する</p> |
|  | <p>13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための、緊急対策を講じる</p> |
|  | <p>14. 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
|  | <p>15. 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> |

(2) 基本方針

基本方針は、基本理念に基づいた施策が推進できるように、以下の4方針を定める。

基本方針1



清掃工場など各施設の機能を最大限に発揮させるため、施設・設備の長寿命化や計画的な更新を進めるとともに、ごみや環境に対する啓発のための施設活用や市民の利便性向上に取り組み、一般廃棄物の安定処理を継続します。

基本方針2



ごみの減量化や分別不良、不法投棄に対し、住民や事業所の理解と協力を促進するため、家庭や学校、事業所などと連携した取り組みを推進します。

基本方針3



環境への影響が問題視されているペットボトルやプラスチック類、また食品ロスについて、処理やサイクル全体のあり方を検討し、ごみの減量化や資源化を推進します。

基本方針4



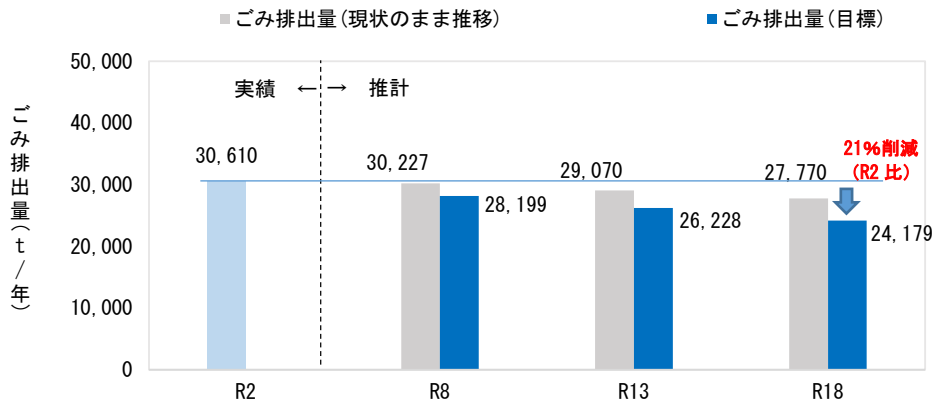
地域や町内会等が抱える課題に対応するため、「地域の自主性や自己決定」を尊重しながら、官民の連携を推進します。

2. 計画目標

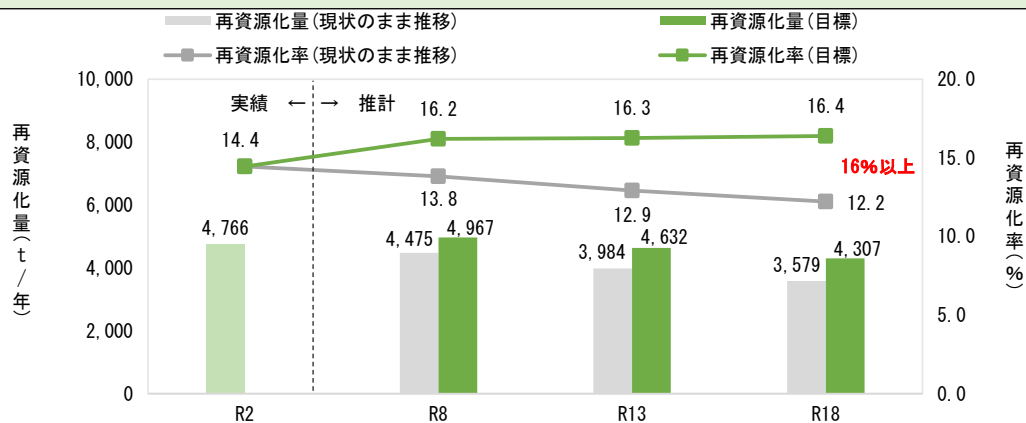
(1) 数値目標

ごみ量は、現状のまま推移すると、ごみ排出量や最終処分量は人口減少に伴って減少するが、大きな減量化は見込めず、また、再資源化量及び再資源化率は、今後さらに減少することが見込まれる。

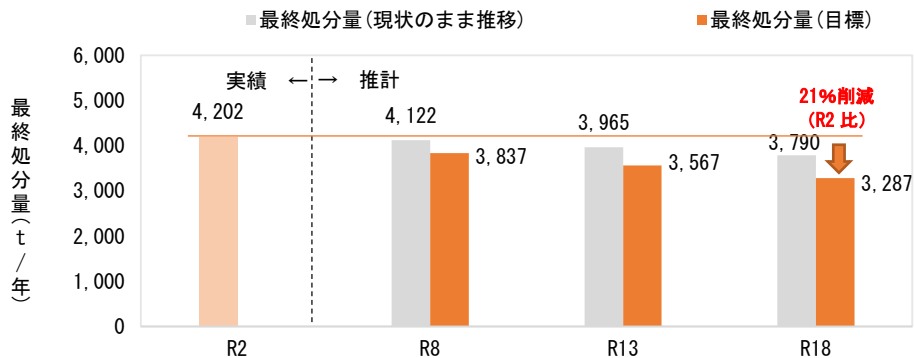
そのため、第2次計画では、各種施策を推進することで、ごみ減量化、再資源化、最終処分における数値目標の達成を目指す。



ごみ減量化目標：ごみ排出量年間量を令和18年度までに21%削減（令和2年度比）



再資源化目標：資源化率を令和18年度で16%以上



最終処分目標：最終処分量を令和18年度までに21%削減（令和2年度比）

※ごみ排出量、最終処分量は、集団回収、店頭回収を除く。再資源化量、再資源化率には、集団回収、店頭回収を含む。

(2) ごみ減量化, 再資源化のための行動目標

ごみ減量化, 再資源化のための施策の実施も「行動目標」として設定する。対象とする施策は, 令和3年2月に実施した市民アンケート・事業所アンケートにて要望のあった以下の施策とする。

表 34 生活系ごみに係る施策

項目	施策内容
①拠点回収の推進	ストックヤード, 古紙回収ボックス, 店頭回収の利用を普及啓発
	集団回収の利用を普及啓発
②食品ロス対策	食品ロス削減レシピをホームページや広報誌等で紹介
	量り売り・ばら売り等を実施している店舗を市民に紹介
	フードドライブの利用を推進
	生ごみ減量対策協力者報償金制度を普及啓発
③分別の徹底	分別ガイドやかんきょうカレンダー, 広報誌の情報を充実
	電子媒体による情報発信
④その他	市民から募集したごみ減量化等のアイデアを活用

表 35 事業系ごみに係る施策

項目	施策内容
①食品ロス対策	食品ロスが発生しにくい業務方法について普及啓発
	フードドライブの利用を推進
	食品ロスリサイクルの仕組みづくり
②OA紙・機密文書のリサイクルの推進	機密文書リサイクル業者を紹介
	ペーパーレス化の推進を依頼
③海洋プラスチック対策	利用客のマイバック使用を推進
	プラスチック製品の利用を減らすように啓発
	廃プラスチックの適正処理を啓発

3. 施策の展開

基本理念・基本方針に基づいて、施策を実施します。これまでの取組を継続するとともに、海洋プラスチック対策や食品ロスなど SDGs に基づく施策を展開します。

(1) 施策体系

基本方針に基づく施策体系を次の施策体系図に取りまとめています。



図 24 施策体系

(2) 基本方針1に基づく施策

1-1 収集・運搬の適正な実施

● ごみ量に合わせた収集・運搬体制の構築

現在、本市の収集・運搬は、直営と一般廃棄物収集運搬許可業者への委託により行われている。今後も、同様の体制で収集・運搬を行うが、ごみ量の変動に合わせて、新たに一般廃棄物収集運搬業の許可を行う等、効率的な体制を維持する。

● 大型ごみの戸別収集【検討】

大型ごみの戸別収集は、今後の高齢化等を踏まえ、高齢者にも配慮した収集・運搬体制づくりを行なうことを目的として、検討する。

1-2 一般廃棄物処理施設の安定的な運転管理

ごみの適正処理を維持するには、一般廃棄物処理施設の安定的な運転管理が必要となる。そのため、本市は、「インフラ長寿命化計画」に基づき、一般廃棄物処理施設を計画的に点検・整備・補修を行うことで、突発的な故障等による施設停止を未然に防いでいく。

1-3 次期清掃工場の整備に向けた検討

三原市清掃工場は、令和13年度までの延命化が図られているが、その後、設備等の老朽化により、建替えの時期を迎える。次期清掃工場の整備には、調査・計画・設計・工事等に長期間を要することから、適正な時期に検討を開始する。

1-4 最終処分場再生・延命化

本市の最終処分は、現在、ほとんどが出島処分場にて行っているが、出島処分場の受入期間は令和5年度までである。また、三原市一般廃棄物最終処分場は、残余容量が少なくなっており、使用期間が限られている。そのため、三原市一般廃棄物最終処分場に埋立されているごみを掘り起こし、令和5年度までに、出島処分場に持ち出すことで、残余容量を確保することを検討する。

1-5 廃止施設の適正な管理・処分

現在、不燃物処理工場 Ecoro (えころ) が稼働したことにより、旧不燃物処理工場を廃止している。廃止した施設は、そのまま残置するのではなく、解体する等、適正な管理・処分を行う。

1-6 災害廃棄物処理体制の構築

災害時に発生する廃棄物（災害廃棄物）について、滞りなく処理ができるように、「三原市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理体制を構築する。



災害廃棄物仮置場の様子
(平成30年7月豪雨災害)

(3) 基本方針2に基づく施策

2-1 排出等啓発事業

● ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設見学会では、現在と同様に継続し、施設に搬入されている分別不適合物を紹介する等、ごみ分別の必要性やごみ処理の大変さ等を伝えていく。



見学会の様子

● 啓発コーナーの活用

不燃物処理工場 Ecoro（えころ）では、啓発コーナーを設置している。啓発コーナーは、ポスターやブースを展示する等、ごみの減量化、再資源化の必要性について伝える場として活用する。



啓発コーナー

● かんきょうカレンダー・分別ガイドの情報充実

かんきょうカレンダー・分別ガイドは、分別区分や収集日が分かりやすいように情報を充実し、今後も引き続き配布する。

● 広報みはら・ホームページを通じた情報発信

広報みはら・ホームページでは、本市が取り組んでいる施策や、ごみ減量化、再資源化に役立つ情報を継続的に発信する。

食品ロス削減レシピを募集し、ホームページや広報誌等で紹介する。
量り売り・ばら売り等を実施している店舗を市民に紹介する。

● 電子媒体による情報発信

本市では、「無料通信アプリ LINE」にて三原市公式LINEの運用をしており、広報みはらや夜間・休日急患診療の情報、災害や新型コロナウイルス感染症の情報を発信しており、家庭ごみの収集日の通知も受け取ることができる。今後は、ごみの減量化、再資源化に役立つ情報についても発信する。



友だちの ID 検索で
「@miharacity」と入力、
または公式アカウントで
「三原市」を検索して登録。

● 市民から募集したごみ減量化等のアイデアを活用

市民や事業者などからごみ減量化やリサイクルのアイデアや啓発資料を募集し、ホームページ等で紹介する。

2-2 生ごみ減量対策協力者報償金の推進

生ごみ減量対策協力者報償金では、生ごみ処理器（生ごみ処理容器（通称コンポスト）または電動式生ごみ処理機）を購入する方に対し、一定金額の報償金を交付することで、各家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を推進する。

● 生ごみ処理容器コンポスト購入補助

補助額：容器1個につき、購入価格（税込み）の2分の1の補助
（限度額3,000円）

条件：市内の登録販売店で購入

基数：1世帯2個まで



● 電動式生ごみ処理機購入補助

補助額：処理機1台につき、購入価格（税込み）の2分の1の補助
（限度額20,000円）

条件：市内の登録販売店で購入

基数：1世帯1台まで



2-3 集団回収事業の推進

集団回収を実施していない団体に実施を呼びかける等、回収量の増加を図る。

2-4 拠点回収・店頭回収の推進

ストックヤード、古紙回収ボックス、店頭回収の利用について、ホームページ等を通して普及啓発を行う。また、市民にとって資源物と認識されにくい「雑がみ」については、特に情報発信する。

2-5 展開検査の実施

三原市清掃工場に持ち込まれたごみを対象に、分別不良、市外からの搬入、産業廃棄物の混入及びリサイクル可能なものの分別を指導するため展開検査を実施する。

2-6 ごみ処理手数料等の検討

● 事業系ごみの指定袋制度の導入 【検討】

事業系ごみは、現在、指定袋制度を導入していないが、今後のごみ量推移に応じて、指定袋制度の導入について検討する。

● 市民の施設への持ち込み手数料の改定【検討】

施設への持ち込み手数料について、今後のごみ量推移に応じて、適切な時期に改定することを検討する。

● もやすごみ指定袋の料金改定【検討】

生活系ごみの指定袋料金について、今後のごみ量推移に応じて、改定することを検討する。

2-7 事業所への協力依頼

事業所に対しては、ごみ減量化、再資源化に協力するように、継続的に依頼をしていく。今後は、特に以下の事項について、協力を依頼する。

- ・食品ロスが発生しにくい業務方法について普及啓発
- ・ペーパーレス化の推進を依頼
- ・利用客のマイバック使用を推進
- ・プラスチック製品の利用を減らすように依頼
- ・廃プラスチックの適正処理を普及啓発
- ・店頭回収の実施を推進

2-8 不法投棄対策

不法投棄監視カメラや啓発看板の設置、土地所有者への適正管理に関する指導（廃棄物処理法第5条より、不法投棄の排出者が特定できない場合、土地所有者が占有者の責任において処分する必要がある）等、不法投棄の未然防止に向けた対策を推進する。

また、不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄物の早期発見・撤去に努める。そして、市民及び事業者への啓発を行うとともに、警察機関や地域住民との連携を図り、不法投棄の監視体制を強化する。

2-9 地域清掃を行った団体への支援【検討】

「きれいな三原まちづくり条例」に基づく環境美化重点区域の巡回パトロール、「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」等により、地域清掃の実施を推進する。

また、地域清掃を実施した団体に対する新たな支援について検討する。



空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの様子

地域清掃の実施団体に対して、現在行っている支援

- ・地域清掃活動用ごみ処理券及びごみ袋の交付
- ・町内会等が清掃するとき使用する草刈機の替刃、燃料（混合油）支給

きれいな三原まちづくり条例とは

市、市民、市民団体、所有者及び事業者の協働で、地域の環境美化及び保護並びに清潔で安全なまちづくりを推進し、市の良好な環境保全を図ることを目的とし制定された条例。この条例では、環境美化重点区域として、ごみのポイ捨てや落書き、飼い犬のふんの放置等の禁止行為を重点的に防止する区域を設定している。

空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンとは

「広げよう 環境にやさしいまちづくりの輪」をスローガンに掲げ、毎年6月に各地域の主要道路周辺の地域清掃を実施している。

(4) 基本方針3に基づく施策

3-1 フードドライブの活用

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動である。

● フードドライブの利用を推進

市民・事業者にホームページ等でフードバンク団体を紹介する。

● フードドライブの仕組みづくり【検討】

市民がフードドライブを実施しやすいように、食材の寄付先の紹介や寄付する場所を定期的に設ける等、フードドライブの仕組みづくりを検討する。

3-2 備蓄食料の有効活用

本市は、災害に備え食料の備蓄を行っている。備蓄食料は、消費期限が近付いたものから交換することになる。そのため、備蓄食料を交換する際には、食料を必要としている市民に配布する等の有効活用を図る。

3-3 指定袋をプラスチック以外の素材への変更【検討】

本市のごみ指定袋について、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック排出量を減らすため、指定袋をプラスチック以外の素材へ変更することを検討する。

3-4 容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル

不燃物処理工場で分別した後に清掃工場で焼却処理しているものにリサイクルマークが付いていないだけで品質的にはリサイクルできるビニール袋や硬質プラスチックが含まれています。

今後は、プラスチック資源循環促進法に基づき、リサイクルマークの付いていないプラスチックの再資源化を推進する。

プラスチック資源循環促進法（正式名称；：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針が定められており、令和4年4月から施行予定である。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

3-5 事業者に対して、ごみ減量化のための自主回収ルートの確立を支援

事業系ごみは、本市のごみ処理フローに持ち込むのではなく、事業者自らが再資源化するための自主回収ルートの確立を支援することで、減量化を図る。

● 機密文書リサイクル業者を紹介

機密文書を取り扱っているリサイクル業者を照会し、再資源化を推進する。

● 食品ロスリサイクルの仕組みづくり【検討】

食品ロスは、卸小売業や飲食業、食品加工業等、食品を扱っている業種から多量に排出される。食品を扱っている業者が連携できる食品ロスリサイクルの仕組みが構築されるように、支援を行うことを検討する。

コラム：食品ロス削減の取り組み

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことである。本市においても、食品ロスの排出が確認されているため、市民・事業者・行政で協力し、食品ロス削減を推進していく。

市民の取り組み

- ・ 3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）を意識して料理する
- ・ 食べきれない量を買わないようにする
- ・ 生ごみ堆肥化を実施する 等

事業者の取り組み

- ・ ばら売り、量り売りを実施する
- ・ 食品ロスが出ないように材料の仕入れ、調理を行う
- ・ 食品ロスのリサイクルを実施する
- ・ 3010運動の協力を呼びかける 等



本市で排出されている食品ロス
(令和2年10月 ごみ組成調査結果)

(5) 基本方針4に基づく施策

4-1 ごみ排出困難者の支援

障害や高齢等によりごみ出しが困難な人を対象に、本市の廃棄物部門と福祉部門が連携して支援を行なう。

表 36 支援の概要

項目	内容
名称	ごみ出し支援事業
開始時期	令和3年4月1日（令和3年1月 受付開始）
対象要件	要介護認定：要支援1・2，要介護1～5 障害者手帳：身体・療育・精神の種別ごとに条件有り その他市長が認める者
回収品目	大型ごみ以外の全品目 ごみステーションに出すのと同じ分別 もやすごみ指定袋使用 鳥獣被害防止のためポリバケツ（利用者用意）を推奨
回収回数	週1回収集（曜日時間は、委託先業者が指定して市が通知）
回収範囲	玄関先から処理場まで運搬（場所は相談） 建屋内は原則不可（例外として安否確認時に玄関等で回収） オートロックのマンションは、利用者に開錠してもらう。
料金	無料
安否確認	申請時に希望確認 （ごみが出てない場合のみ と ある場合も確認の選択制） 委託先業者→登録連絡先（ケアマネ等）→警察→緊急開錠

4-2 廃棄物減量等推進審議会の運営

今後のごみ処理においては、市民や事業者の意見を反映していくため、現状と同様に、廃棄物減量等推進審議会を適時開催し、審議を重ねていく。

三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7第1項の規定により、一般廃棄物の減量化及び資源化の促進等に関する事項を審議するため、三原市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量化及び資源化の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 市長は、次に掲げる者のうちから委員を委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4-3 生活環境推進員と連携した環境教育活動の実施

生活環境推進員は、地域を清潔で住みやすい環境に保つため、本市と協力して活動するボランティアである。今後、生活環境推進員と連携して出前講座等を行う等、環境教育活動を実施する。

生活環境推進員の活動内容

ア ごみの減量化，リサイクル，正しい出し方の啓発

例：啓発チラシで回覧，ポスター掲示，町内で研修，資源集団回収の奨励 等

イ 生活環境保全，地域環境美化の啓発

例：ごみステーション，地域清掃の制度を周知 等

ウ 不法投棄や野焼き防止等の啓発

例：不法投棄防止啓発看板の手配 等

エ 関係機関との連携

例：不法投棄・野焼きを発見したら警察や市に連絡 等

4. ごみ処理計画

(1) ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、現行の体制を維持する。

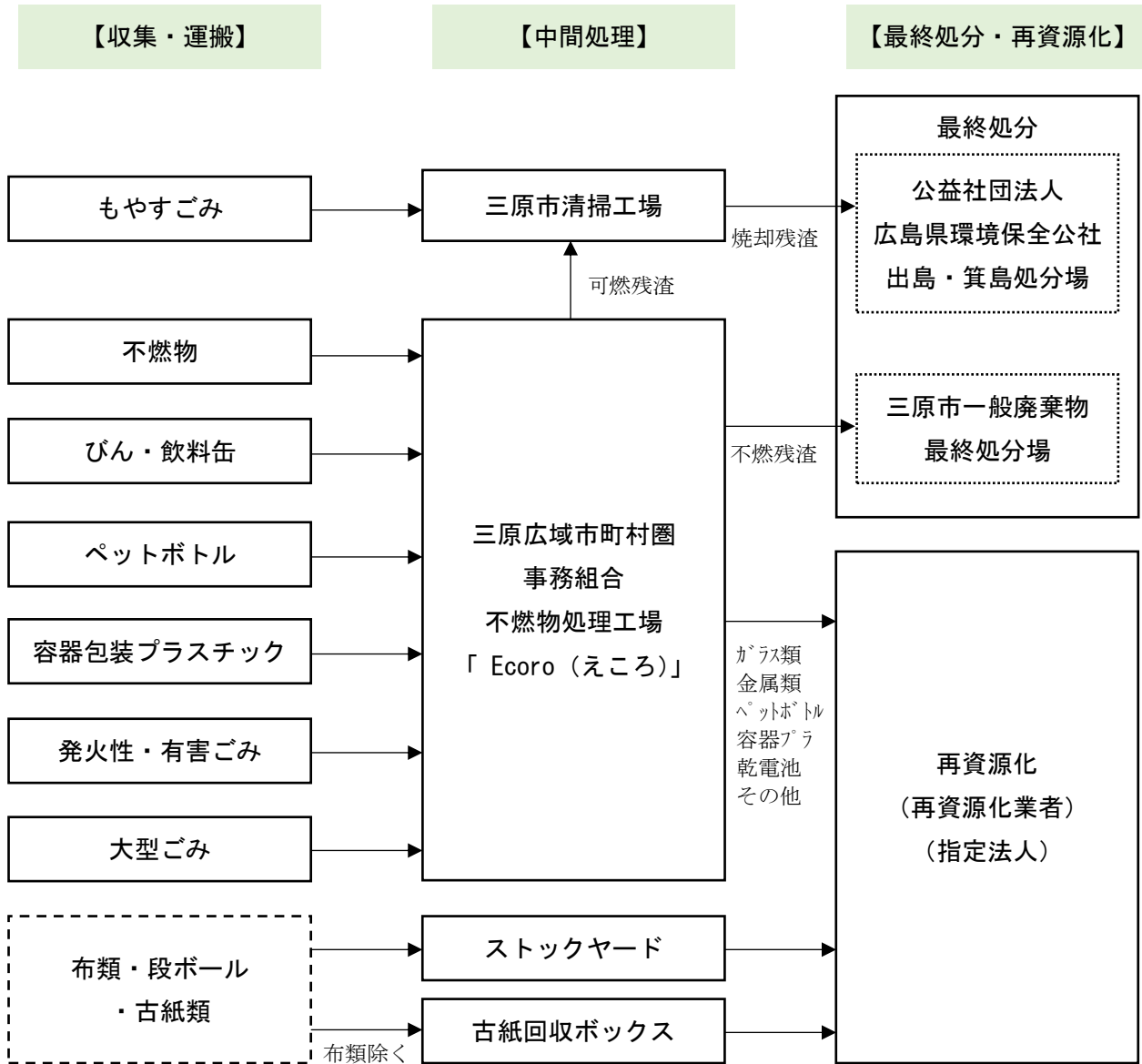


図 25 ごみ処理フロー

(2) 処理主体

ごみ処理主体は、現行の体制を継続し、表 37 に示すとおりとする。

表 37 ごみ種類ごとの処理主体

ごみ種類		排出	収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	もやすごみ	市民	三原市	三原市	
	不燃物			三原広域市町村圏事務組合	三原市
	びん・飲料缶				
	ペットボトル				
	容器包装プラスチック				
	発火性・有害ごみ				
	大型ごみ				
事業系ごみ	もやすごみ	事業者	事業者	三原市	
	古紙類			三原広域市町村圏事務組合	三原市
	不燃物				
	びん・飲料缶				
	ペットボトル				
	容器包装プラスチック				
	発火性・有害ごみ				

(3) 収集・運搬

ア 収集・運搬に関する目標

収集・運搬に関する目標は、市民サービスの向上並びに安定的な中間処理施設への搬入を図り、中間処理の適正化、再資源化率の向上を図ることとする。

イ 収集・運搬の方法並びに量

収集・運搬体制は、現行の体制を継続し、表 38 に示すとおりとする。

また、第 2 次計画における収集・運搬量の見込みは図 26 のとおりである。

表 38 収集・運搬の概要

分別区分	収集頻度	収集形態	収集方式	排出容器
もやすごみ	週 2 回	直営及び 民間委託	ステーション 方式	もやすごみ指定袋 もやすごみ処理券
不燃物	月 2 回			透明または 中が透けて見える袋
びん・飲料缶	月 2 回			
ペットボトル	月 2 回			
容器包装プラスチック	月 2～3 回			
発火性・有害ごみ (4 分別)	年数回			
大型ごみ	月 4 回 (予約制)			

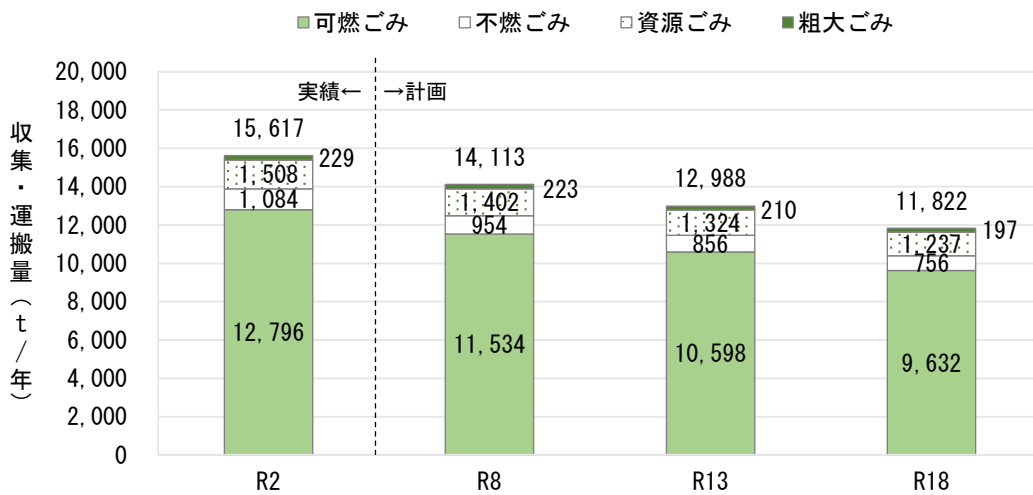


図 26 各家庭からの収集・運搬の見込み

(4) 中間処理

ア 中間処理に関する目標

中間処理に関する目標は、現行の処理体制を継続しながら、さらにも一層、効率的な処理や再資源化を図ることとする。

イ 中間処理の方法及び量

本市の中間処理は、現行の中間処理を継続する。

本市における中間処理量の見込みは図 27 のとおりである。

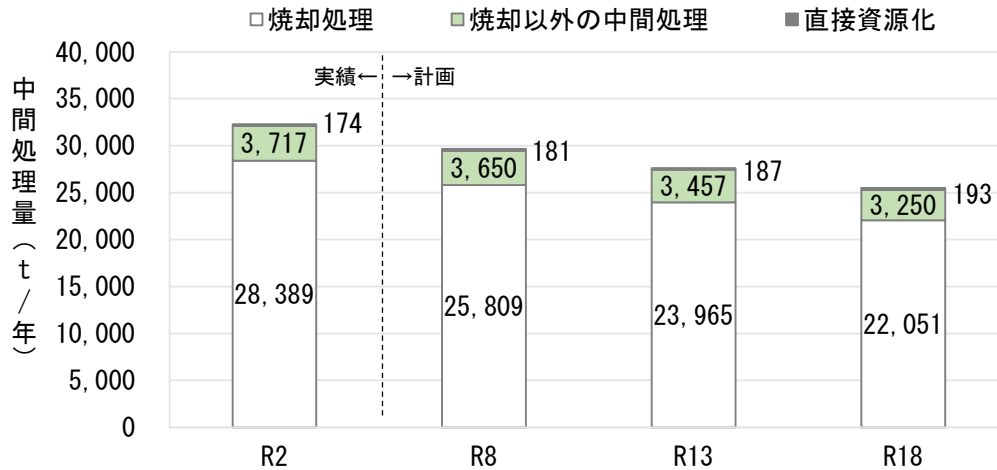


図 27 中間処理量の見込

(5) 最終処分

ア 最終処分に関する目標

最終処分に関する目標は、最終処分物の減量に努めるとともに、廃棄物の安定で安定的な処分を推進することとする。

イ 最終処分の方法及び量

本市から排出されるごみの最終処分は、現行と同様に、焼却残渣及び不燃物残渣を対象とする。最終処分量の見込みは図 28 のとおりである。

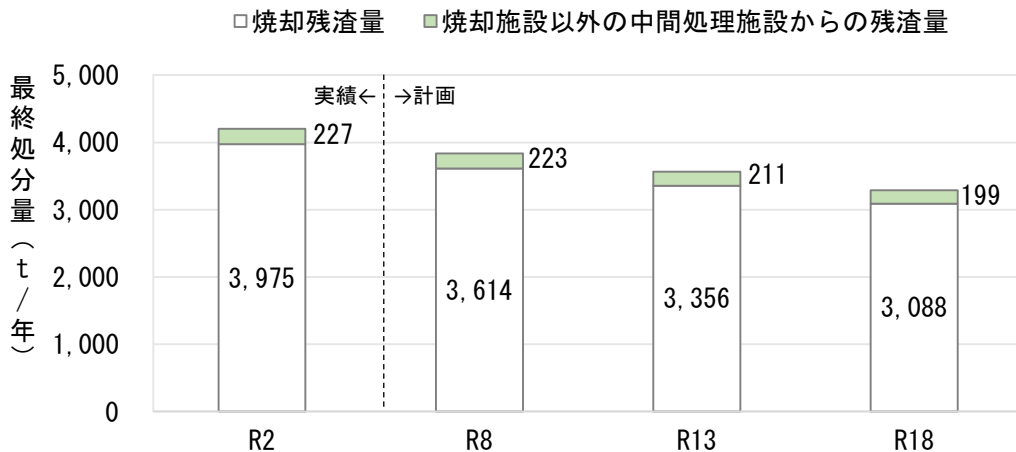


図 28 最終処分量の見込み

(6) その他事項

ア 事業者の協力

本市で処理が困難な廃棄物に関しては、これまでと同様に既存の廃棄物処理業者等の協力を得て適正な処理を図る。

イ 廃棄物再生事業者の協力

ごみ減量化・再資源化には、廃棄物再生事業者の協力が必要である。そのために県下に登録されている廃棄物再生事業者に対して、本市で再資源化が困難となっているごみの再資源化に協力を要請するとともに、既存の廃棄物再生事業者による安定した再資源化ができるよう調整していく。

ウ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、薬局や医療機関で引き取ってもらうよう関係者と連携を図り、適正な処理を推進する。

エ 不用品回収業者への指導

不用品回収業者に対しては、収集運搬の許可を持たない事業者による回収を防ぐため、広島県や警察と連携して、業者への指導を実施する。

第4部 生活排水処理基本計画



“やさだるマン”
三原市公式マスコットキャラクター

第 1 章 生活排水処理の実態と分析

1. 生活排水処理システム

(1) 生活排水処理フロー

本市の生活排水は、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽にて処理している。集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の一部汚泥と汲み取りし尿は、三原市汚泥再生処理センターに搬入し、処理している。三原市汚泥再生処理センターでは、汚泥を脱水し助燃剤化しており、助燃剤は、三原市清掃工場にて利用している。

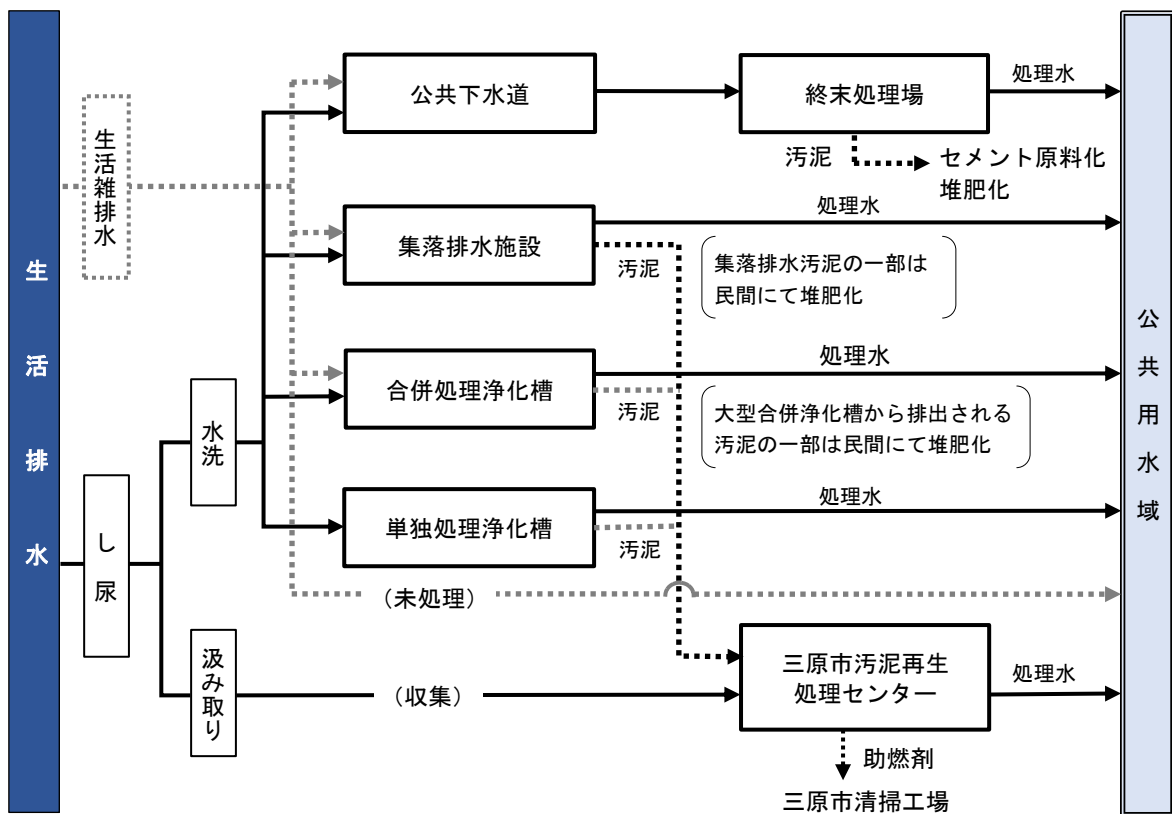


図 29 主な生活排水処理施設の概要

(2) 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 39 に示すとおりである。

表 39 生活排水処理施設ごとの処理主体

処理施設の種類	処理主体	対象となる生活排水の種類
下水道 (流域下水道) (流域関連公共下水道) (特定環境保全公共下水道)	広島県 三原市 三原市	し尿及び生活雑排水
集落排水処理施設	三原市	し尿及び生活雑排水
合併処理浄化槽 浄化槽設置整備事業（個人設置型） 公共浄化槽等整備推進事業 その他	個人 三原市 個人等	し尿及び生活雑排水
単独処理浄化槽	個人等	し尿
三原市汚泥再生処理センター「みずき」	三原市	し尿，浄化槽汚泥， 集落排水汚泥

(3) 公共下水道

本市では3地域において公共下水道事業，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設（以下，「公共下水道等」という。）を実施している。公共下水道事業の概要を表40に示す。

表 40 公共下水道事業の概要

事業名	三原流域関連公共下水道			
	三原地域		本郷地域	
地域（地区名）				
計画内容	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標年次	R18	R5	R18	R5
事業年次	H2～R18	H2～R5	H2～R18	H2～R5
計画処理区域面積	897.4ha	850.4ha	691.1ha	691.1ha
計画処理人口	35,050人	39,010人	6,461人	7,036人
供用開始年	H7		H10	
計画処理区域内現況人口(R3.4.1)	36,945人		6,871人	
接続人口(R3.4.1)	33,808人		6,447人	

事業名	特定環境保全公共下水道	
地域（地区名）	大和地域 (和木・箱川地区)	
計画内容	全体計画	事業計画
計画目標年次	H27	H19
事業年次	H2～H27	H2～H19
計画処理区域面積	36ha	36ha
計画処理人口	1,200人	1,200人
供用開始年	H8	
計画処理区域内現況人口(R3.4.1)	744人	
接続人口(R3.4.1)	744人	

(4) 集落排水処理施設

集落排水事業の概要を表 41 に示す。

表 41 集落排水事業の概要

事業名	農業集落排水		漁業集落排水
	大和地域 (下徳良地区)	大和地域 (萩原地区)	三原地域 (能地地区)
地域(地区名)	大和地域 (下徳良地区)	大和地域 (萩原地区)	三原地域 (能地地区)
事業年次	H5～H10	H6～H13	H5～H27
計画処理区域面積	58.8ha	14.6ha	7.0ha
計画処理人口	3,300人	710人	900人
供用開始年	H10	H11	H15
計画処理区域内現況人口(R3.4.1)	765人	277人	446人
接続人口(R3.4.1)	765人	277人	292人

(5) 合併処理浄化槽

大和地域を除く全域では、汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助を行っている。また、大和地域では、市で合併処理浄化槽の設置・維持管理を行う事業を実施している。合併処理浄化槽整備事業の概要を表 42 に示す。

表 42 合併処理浄化槽の整備事業の概要

区分	地域名	計画処理人口	整備年度
浄化槽設置整備事業 (H2事業開始)	旧三原市, 旧本郷町, 旧久井町の地域 (公共下水道の事業区域や大型合併処理浄化槽設置地域, 漁業集落排水事業計画区域を除く地域)	2,525人	R4～R8
公共浄化槽等設備推進事業 (H14事業開始)	旧大和町の地域 (特定環境保全公共下水道事業, 農業集落排水事業及び大型合併処理浄化槽設置地域を除く地域)	106人	R4～R8

(6) し尿等の収集・運搬

本市内のし尿等の収集・運搬は、本市の委託及び許可業者により行っている。し尿等の収集運搬は、一般家庭の場合は、原則として人頭制により手数料を徴収し、収集を行っている。また、不特定多数の者などが利用する場所や建築物については従量制により手数料を徴収し、収集を行っている(久井地域は従量制のみ)。

浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の許可業者が浄化槽の清掃と併せて実施している。

(7) し尿処理施設

本市内から排出されるし尿等を処理しているし尿処理施設(汚泥再生処理センター)の概要を表43に示す。三原市汚泥再生処理センターでは、汚泥を助燃剤化している。

表 43 三原市汚泥再生処理センターの施設概要

項目	内容
施設名	三原市汚泥再生処理センター「みずき」
施設所在地	三原市沼田東町七宝 254 番地
計画処理能力	176kL/日 ・し尿 : 46kL/日 ・浄化槽汚泥 : 125kL/日 ・集落排水汚泥 : 2kL/日 ・下水汚泥 : 3kL/日
建設過程	着工 : 平成 23 年 3 月 竣工 : 平成 25 年 7 月
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式+高度処理
汚泥処理	資源化(助燃剤化)

2. 生活排水処理の実態

(1) 生活排水処理形態別人口

合併処理浄化槽人口は横ばいで推移しており、下水道人口は増加傾向、集落排水施設人口及び単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口は減少傾向にある。

生活排水処理率は増加傾向にあり、令和2年度で74.3%となっている。

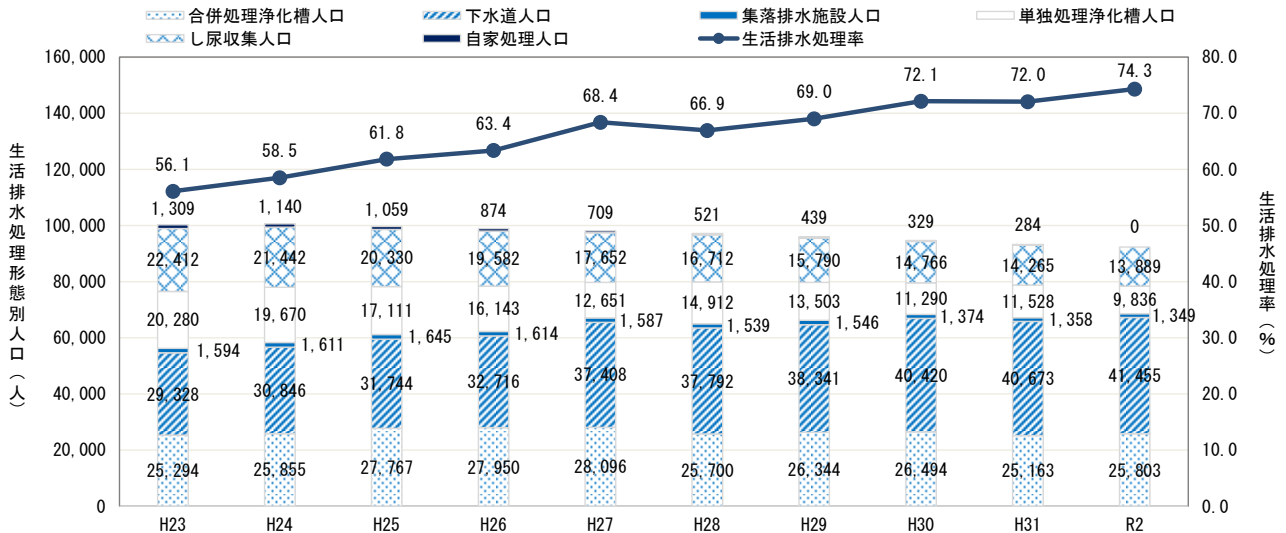


図 30 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥量

し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の排出量は、全体的に減少傾向であるが、集落排水汚泥は概ね横ばい傾向にある。

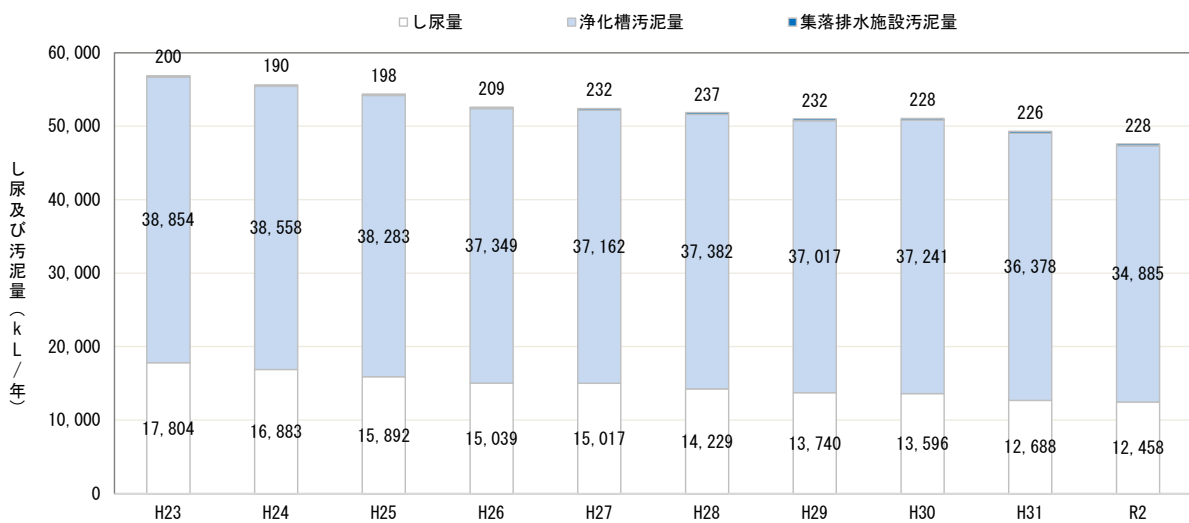


図 31 し尿等及び集落排水汚泥排出量の推移

3. 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は、令和2年度において74.3%であり、広島県（平成31年度88.8%）と比べて低い状況にある。このような状況にあつて、公共下水道の施設整備及び合併処理浄化槽の設置を推進することが望まれている。

しかし、公共下水道の施設整備には、長期の事業期間を要することや市の財政上の問題もあり、早急に整備することが困難な状況にある。本市の生活排水処理の実情を踏まえ課題を以下に示す。

（1）集合処理施設の整備

- 供用開始している公共下水道等の処理区域内においては、市民、事業者等に対して集合処理施設への接続について呼びかける必要がある。
- 下水道認可区域のうち未整備である区域は、今後、整備を促進する必要がある。

（2）個別処理施設の整備

- 集合処理施設の整備が当分の間見込まれない地域（下水道認可区域外など）については、合併処理浄化槽の設置を推進する必要がある。
- 単独処理浄化槽を使用している世帯は、合併処理浄化槽への転換を進めていく必要がある。

（3）生活排水対策の啓発

- 生活排水対策が果たす役割及びその効果等について、広く市民に啓発していく必要がある。
- 市民ができる生活排水対策についても同様に啓発を行っていく必要がある。

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

(1) 基本理念

第2次計画の基本理念は、「安心して快適・安全に住み続けられるまち」とし、この基本理念に基づいて施策を推進することで、生活排水処理の課題を解決するとともに、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にも貢献していく。

基本理念 : 安心して快適・安全に住み続けられるまち

《関係する SDGs》



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

(2) 基本方針

基本方針は、基本理念に基づいた施策が推進できるように、以下の2方針を定める。

基本方針1

公共下水道の処理区域内の計画的な下水道整備を行うとともに、コスト縮減を図りながら、公営企業会計のもとで安定した事業運営を行う

基本方針2

公共下水道の処理区域外では、合併処理浄化槽への設置・転換を支援する。漁業集落排水事業と農業集落排水事業は整備済みであるため、適正な維持管理を推進する

2. 計画目標

基本方針に基づいて合併処理浄化槽への設置・転換等を進め、下水道事業や集落排水事業と連携した生活排水処理を実施することで、「生活排水処理率を83%以上」にまで向上させることを計画目標とする。

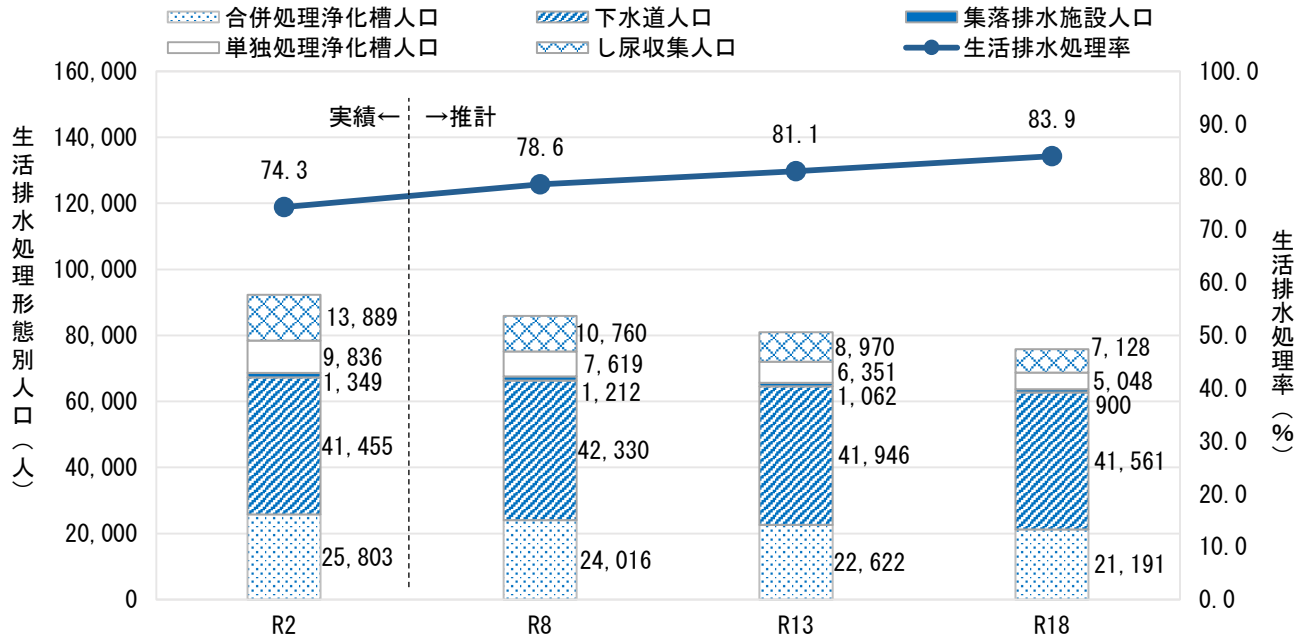


図 32 生活排水処理の計画目標

3. 具体的対策

基本方針1～2に基づいて実施する施策について、具体的な内容は以下のとおりとする。

(1) 基本方針1に関する施策

1-1 集合処理施設の整備

集合処理施設の整備は、下水道事業や集落排水事業として、計画的に実施していく。

1-2 集合処理施設への接続

公共下水道及び集落排水処理施設整備区域においては、施設の早期接続を図っていくため、市民、並びに事業者に啓発・指導等を行なっていく。

(2) 基本方針2に関する施策

2-1 合併処理浄化槽の設置

集合処理施設の整備が当分の間見込まれない地域（下水道認可区域外など）については、合併処理浄化槽の設置を推進する。

2-2 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽を使用している世帯に対しては、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行っていく。

2-3 浄化槽の維持管理

浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び法定検査の実施について、広島県又は広島県東部厚生環境事務所と連携し、市民、事業者並びに清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努める。

(3) その他施策

廃油や生ごみを流さないための廃油ポットや三角コーナーネットの設置、無リン洗剤やせっけんの使用など、市民ができる生活排水対策についての普及啓発を行い、市民の生活排水に対する意識啓発と実践活動の促進を図る。

4. 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理フロー

生活排水処理フローは、現状の体制を継続する。

(2) 処理主体

生活排水の処理主体は、現状の体制を継続する。

(3) 収集・運搬

ア 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託及び許可業者による体制を継続する。

イ 収集・運搬の範囲

収集区域は、現状どおり本市全域とする。収集対象は、一般家庭及び事業所から発生するし尿等、集落排水施設から発生する汚泥（肥料化分を除く）とする。

なお、集落排水施設や大型合併処理浄化槽（住宅団地への設置分）から発生する汚泥のうち、し尿処理施設に搬入されていないものは、その処理状況に変更があれば、毎年の実施計画で見直す。

また、公共下水道が供用開始されている区域などでは、浄化槽が散在することから収集効率の低下に配慮した計画を検討する。

ウ 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬量は、人口減少や公共下水道事業の進捗により、今後、減少する見込みである。

そのため、し尿等の収集・運搬業の許可については、効率的適正な事業を行うため、し尿等の発生量を適正に把握し、計画的に実施する。

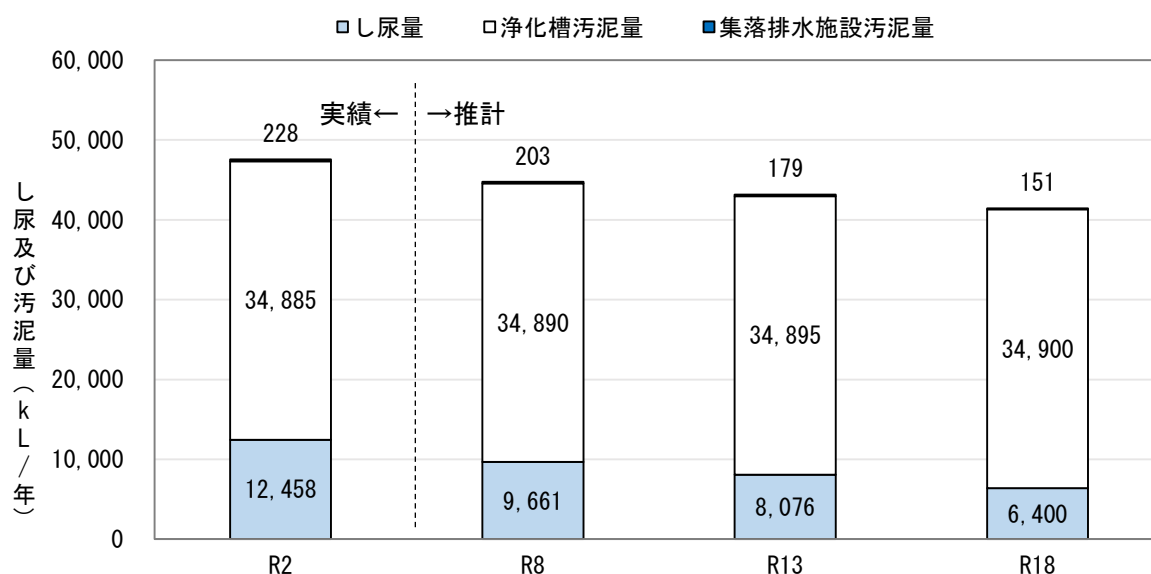


図 33 収集・運搬量の推移

(4) 中間処理

し尿等の中間処理については、三原市汚泥再生処理センターで適正処理を行うとともに、資源化（助燃剤化）を推進する。

(5) 最終処分

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程では、沈砂、前処理後にし渣が発生する。このうち、し渣は三原市清掃工場で焼却処理し、沈砂は適正に処分する。

(6) その他事項

集落排水施設整備事業計画、公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿等の適正処理のための方策を講じていく。

地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していく。

資料編

ごみ量推計(現状のまま推移した場合)

中間処理量		実績	→推計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目												
単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18				
焼却処理	直接焼却	t/年	31,530	30,489	28,263	28,838	29,235	28,588	26,924	26,709	27,067	26,719	27,165	27,072	27,054	26,874	26,776	26,585	26,450	26,167	25,961	25,754	25,617	25,343	25,135	24,928	24,795	24,521		
	残渣焼却	粗大ごみ処理施設	t/年	0	131	109	79	108	122	120	118	135	105	112	112	111	110	108	108	107	106	105	104	103	102	101	100	100	99	
		ごみ燃料化施設	t/年	0	0	250	273	34	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の資源化等を行う施設	t/年	0	1,450	1,323	1,097	1,195	1,351	1,267	1,288	1,187	1,179	1,223	1,208	1,196	1,179	1,164	1,150	1,141	1,124	1,112	1,099	1,090	1,074	1,060	1,048	1,040	1,024	
小計		t/年	31,530	32,070	29,945	30,287	30,572	30,064	28,314	28,115	28,389	28,389	28,500	28,392	28,361	28,163	28,048	27,843	27,698	27,397	27,178	26,957	26,810	26,519	26,296	26,076	25,935	25,644		
焼却以外の中間処理	粗大ごみ処理施設	t/年	356	380	331	285	356	349	350	321	383	301	322	320	318	314	311	309	307	304	301	298	296	293	290	288	286	283		
	ごみ燃料化施設	t/年	566	560	520	549	506	482	472	469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の資源化等を行う施設	t/年	4,180	4,302	4,009	3,919	3,927	3,872	3,705	3,562	3,347	3,416	3,544	3,500	3,466	3,415	3,372	3,333	3,307	3,258	3,222	3,183	3,157	3,111	3,072	3,037	3,012	2,966		
	小計	t/年	5,102	5,242	4,860	4,753	4,789	4,703	4,527	4,352	3,730	3,717	3,866	3,820	3,784	3,729	3,683	3,642	3,614	3,562	3,523	3,481	3,453	3,404	3,362	3,325	3,298	3,249		
直接資源化	(ストックヤード回収+古紙回収ボックス)	t/年	0	0	144	148	150	183	168	169	169	174	173	171	170	168	165	163	162	160	159	157	155	155	153	152	150			
合計		t/年	36,632	37,312	34,949	35,188	35,511	34,950	33,009	32,636	32,288	32,280	32,539	32,383	32,315	32,060	31,897	31,650	31,475	31,121	30,861	30,597	30,420	30,078	29,813	29,554	29,385	29,043		

再資源化量		実績	→推計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目										
単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
施設資源化	金属類	t/年	776	740	678	620	647	611	585	593	560	591	613	606	600	591	583	577	572	564	557	551	546	538	531	525	521	513
	ガラス類	t/年	807	768	739	724	701	670	629	563	585	544	564	557	552	544	537	531	527	519	513	507	503	495	489	484	480	472
	ペットボトル	t/年	70	69	84	113	126	129	146	172	169	158	164	162	160	158	156	154	153	151	149	147	146	144	142	140	139	137
	容器包装プラスチック	t/年	604	568	697	814	771	768	766	738	721	687	713	704	697	687	678	670	665	655	648	640	635	626	618	611	606	596
	固形燃料	t/年	(292)	(286)	(266)	(274)	(255)	(245)	(238)	(238)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	その他	t/年	292	289	163	275	236	285	236	169	260	226	234	232	229	226	223	221	219	216	213	211	209	206	203	201	199	196
	計(固形燃料除く)	t/年	2,549	2,434	2,361	2,546	2,481	2,463	2,362	2,235	2,295	2,206	2,288	2,261	2,238	2,206	2,177	2,153	2,136	2,105	2,080	2,056	2,039	2,009	1,983	1,961	1,945	1,914
集団回収	新聞	t/年	1,190	1,123	1,074	1,023	963	850	775	719	630	400	586	542	498	454	410	412	377	342	307	272	270	247	224	201	178	177
	雑誌・雑がみ	t/年	455	418	388	367	339	303	273	257	231	184	216	186	171	156	157	145	133	121	109	107	99	91	83	75	73	
	段ボール	t/年	231	236	270	263	246	233	219	220	203	165	191	179	167	153	144	135	126	115	108	101	94	87	82	77	72	66
	古布類	t/年	45	49	53	49	53	46	41	41	37	28	34	31	28	25	23	21	19	17	16	15	14	12	11	10	9	8
	アルミ缶	t/年	38	36	36	36	37	38	39	38	36	31	34	32	30	29	28	27	26	23	22	21	20	18	17	16	15	14
	ビールびん	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	t/年	1,959	1,862	1,822	1,738	1,638	1,470	1,347	1,275	1,137	808	1,061	985	909	832	761	752	693	630	574	518	505	463	425	387	349	338
ストックヤード回収	新聞	t/年		33.4	41.3	37.9	35.5	29.6	23.0	19.7	17.8	20.2	19.6	19.0	18.4	17.7	17.2	16.7	16.2	15.5	15.0	14.5	14.0	13.6	13.2	12.8	12.4	11.9
	雑誌	t/年		52.2	49.0	52.3	54.9	45.2	30.1	25.8	28.0	33.0	32.6	32.2	31.8	31.5	31.1	30.7	30.4	30.0	29.7	29.3	28.9	28.6	28.2	27.8	27.5	27.1
	雑がみ	t/年			2.9	3.3	3.0	7.1	8.1	13.7	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	5.0	5.0	4.9	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.6
	段ボール	t/年		19.3	25.4	24.2	21.3	17.4	13.4	11.3	11.8	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
	古布類	t/年		19.6	27.9	30.6	34.9	26.3	25.2	21.9	26.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8
	計	端数処理 t/年		125.0	144.0	148.0	150.0	122.0	99.0	87.0	98.0	107.0	106.0	105.0	104.0	103.0	102.0	101.0	100.0	99.0	98.0	97.0	96.0	95.0	94.0	93.0	92.0	
古紙回収ボックス	新聞	t/年					11.1	21.6	23.6	29.1	25.3	25.7	25.4	25.1	24.8	24.5	24.2	23.9	23.6	23.4	23.1	22.8	22.5	22.2	22.0	21.7	21.4	21.1
	雑誌・雑がみ	t/年					11.0	24.7	26.9	29.7	26.2	26.2	25.9	25.6	25.3	25.0	24.7	24.4	24.1	23.8	23.5	23.3	23.0	22.7	22.4	22.1	21.8	21.5
	段ボール	t/年					6.2	14.7	18.6	23.3	19.6	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	
	計	端数処理 t/年					28.0	61.0	69.0	82.0	71.0	67.0	66.0	66.0	65.0	64.0	64.0	63.0	63.0	62.0	62.0	61.0	60.0	60.0	59.0	59.0	58.0	
店頭回収	古紙(段ボール含む)	t/年					33.7	19.6	41.0	47.8	32.8	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	123.2	
	古紙(段ボール除く)	t/年					980.1	965.4	913.4	788.4	847.8	792.0	765.7	739.4	686.7	663.9	641.1	618.3	595.4	575.6	555.8	536.0	516.3	499.2	482.1	465.0	447.7	
	新聞	t/年					75.2	94.7	117.6	138.9	156.9	169.8	167.8	165.8	163.8	161.8	159.9	158.0	156.2	154.4	152.6	150.7	148.9	147.0	145.1	143.2	141.4	139.4
	雑誌	t/年					68.3	77.6	89.2	113.3	122.9	145.5	143.8	142.1	140.4	138.7	137.0	135.4	133.9	132.3	130.7	129.2	127.6	126.0	124.3	122.7	121.1	119.5
	段ボール	t/年					93.8	121.4	149.3	186.5	205.8	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3	269.3
	牛乳パック	t/年					19.4	13.0	9.4	7.3	11.2	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9
	古着	t/年					2.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	トレー	t/年					11.1	8.9	12.6	8.3	5.																	

目標とすること量推計

行政区内人口			実績—推計																																		
			H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2	R3	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
計画収集人口			100,217	100,564	99,656	98,879	98,103	97,176	95,963	94,673	93,271	92,332	91,251	90,170	89,089	88,008	86,928	85,937	84,946	83,955	82,964	81,972	80,951	79,930	78,909	77,888	76,868	75,828									
ごみ排出量			実績—推計																																		
			H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2	R3	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
生活系	収集	可燃ごみ	年間量	t/年	14,490	14,485	12,657	12,922	12,994	12,762	12,817	12,804	12,925	12,796	12,580	12,365	12,185	11,940	11,730	11,534	11,370	11,145	10,953	10,762	10,598	10,377	10,187	9,999	9,838	9,632							
			一日量	t/日	39.59	39.68	34.68	35.40	35.50	34.96	35.12	35.08	35.31	35.06	34.47	33.88	33.29	32.71	32.14	31.60	31.06	30.53	30.01	29.49	28.96	28.43	27.91	27.39	26.88	26.39							
			原単位	g/人日	395.0	394.6	348.0	358.0	361.9	359.8	365.9	370.5	378.6	379.7	377.7	375.7	373.7	371.7	369.7	367.7	365.7	363.7	361.7	359.7	357.7	355.7	353.7	351.7	349.7	348.0							
		不燃ごみ	年間量	t/年	1,478	1,454	1,473	1,266	1,430	1,013	1,189	1,136	1,143	1,084	1,062	1,040	1,021	996	974	954	936	913	893	874	856	834	815	796	779	756							
			一日量	t/日	4.04	3.98	4.04	3.47	3.91	2.78	3.26	3.11	3.12	2.97	2.91	2.85	2.79	2.73	2.67	2.61	2.56	2.50	2.45	2.39	2.34	2.29	2.23	2.18	2.13	2.07							
			原単位	g/人日	40.3	39.6	40.5	35.1	39.8	28.6	33.9	32.9	33.5	32.2	31.9	31.6	31.3	31.0	30.7	30.4	30.1	29.8	29.5	29.2	28.9	28.6	28.3	28.0	27.7	27.3							
		資源ごみ	年間量	t/年	1,694	1,716	1,544	1,665	1,469	1,799	1,562	1,566	1,342	1,508	1,489	1,471	1,458	1,436	1,418	1,402	1,390	1,370	1,354	1,337	1,324	1,304	1,287	1,271	1,258	1,237							
			一日量	t/日	4.63	4.70	4.23	4.56	4.01	4.93	4.28	4.29	3.67	4.13	4.08	4.03	3.98	3.93	3.89	3.84	3.80	3.75	3.71	3.66	3.62	3.57	3.53	3.48	3.44	3.39							
			原単位	g/人日	46.2	46.8	42.4	46.1	40.9	50.7	44.6	45.3	39.3	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7							
		粗大ごみ	年間量	t/年	270	289	250	213	263	254	260	244	284	229	236	234	232	228	225	223	221	218	215	212	210	207	204	202	200	197							
			一日量	t/日	0.74	0.79	0.68	0.58	0.72	0.70	0.71	0.67	0.78	0.63	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.61	0.60	0.60	0.59	0.58	0.57	0.57	0.56	0.55	0.55	0.54							
			原単位	g/人日	7.4	7.9	6.9	5.9	7.3	7.2	7.4	7.1	8.3	6.8	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1							
		計	年間量	t/年	17,932	17,944	15,924	16,066	16,156	15,828	15,828	15,750	15,694	15,617	15,367	15,110	14,896	14,600	14,347	14,113	13,917	13,646	13,415	13,185	12,988	12,722	12,493	12,268	12,075	11,822							
			一日量	t/日	48.99	49.16	43.63	44.02	44.14	43.36	43.36	43.15	42.88	42.79	42.10	41.40	40.70	40.00	39.31	38.67	38.02	37.39	36.75	36.12	35.49	34.85	34.23	33.61	32.99	32.39							
			原単位	g/人日	488.9	488.9	437.8	445.2	450.0	446.2	451.9	455.8	459.7	463.4	461.4	459.1	456.8	454.5	452.2	449.9	447.6	445.3	443.0	440.7	438.4	436.1	433.8	431.5	429.2	427.1							
事業系	収集	可燃ごみ	年間量	t/年	2,598	2,153	1,785	2,057	2,101	2,182	2,136	2,076	2,225	2,235	2,212	2,190	2,174	2,146	2,124	2,102	2,086	2,059	2,037	2,015	1,998	1,971	1,949	1,927	1,911	1,898							
			一日量	t/日	7.10	5.90	4.89	5.64	5.74	5.98	5.85	5.69	6.08	6.12	6.06	6.00	5.94	5.88	5.82	5.76	5.70	5.64	5.58	5.52	5.46	5.40	5.34	5.28	5.22	5.20							
			原単位	g/人日	25.98	21.53	17.85	20.57	21.01	21.82	21.36	20.76	22.25	22.35	22.12	21.90	21.74	21.46	21.24	21.02	20.86	20.59	20.37	20.15	19.98	19.71	19.49	19.27	19.11	18.98							
		不燃ごみ	年間量	t/年	190	205	199	190	241	184	196	155	170	176	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	176	175	175	175	176	179						
			一日量	t/日	0.52	0.56	0.55	0.52	0.66	0.50	0.54	0.42	0.46	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.49						
			原単位	g/人日	19.0	20.5	19.9	19.0	24.1	18.4	19.6	15.5	17.0	17.6	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.6	17.5	17.5	17.5	17.6	17.9						
		資源ごみ	年間量	t/年	217	241	352	249	398	512	424	378	367	418	420	420	421	420	420	420	420	421	420	420	420	421	420	420	420	421	420						
			一日量	t/日	0.59	0.66	0.96	0.68	1.09	1.40	1.16	1.04	1.00	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15						
			原単位	g/人日	5.9	6.6	9.6	6.8	10.9	14.0	11.6	10.4	10.0	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5						
		粗大ごみ	年間量	t/年	35	40	33	32	45	47	43	33	42	37	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40						
			一日量	t/日	0.10	0.11	0.09	0.09	0.12	0.13	0.12	0.09	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11						
			原単位	g/人日	3.5	4.0	3.3	3.2	4.5	4.7	4.3	3.3	4.2	3.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						
		計	年間量	t/年	3,040	2,639	2,369	2,528	2,785	2,925	2,799	2,642	2,804	2,866	2,847	2,825	2,811	2,781	2,759	2,737	2,723	2,694	2,672	2,650	2,635	2,606	2,584	2,562	2,548	2,537							
			一日量	t/日	8.31	7.23	6.49	6.93	7.61	8.01	7.67	7.24	7.66	7.85	7.80	7.74	7.68	7.62	7.56	7.50	7.44	7.38	7.32	7.26	7.20	7.14	7.08	7.02	6.96	6.95							
			原単位	g/人日	30.4	26.4	23.7	25.3	27.9	26.4	28.0	26.4	28.0	28.7	28.3	28.1	27.8	27.6	27.4	27.2	27.0	26.8	26.6	26.5	26.3	26.1	25.9	25.7	25.6	25.5	25.4						
集計	種類	可燃ごみ	年間量	t/年	13,324	12,880	12,509	12,698	12,793	13,042	11,213	10,949	11,032	10,762	10,607	10,454	10,329	10,147	9,994	9,840	9,714	9,534	9,381	9,227	9,099	8,921	8,767	8,614	8,484	8,326							
			一日量	t/日	36.40	35.29	34.27	34.79	34.95	35.73	30.72	30.00	30.14	29.48	29.06	28.64	28.22	27.80	27.38	26.96	26.54	26.12	25.70	25.28	24.86	24.44	24.02	23.60	23.18	22.81							
			原単位	g/人日	133.24	128.80	125.09	126.98	127.93	130.42	112.13	109.49	110.32	107.62	106.07	104.54	103.29	101.47	99.94	98.40	97.14	95.34	93.81	92.27	90.99	89.21	87.67	86.14	84.84	83.26							
		不燃ごみ	年間量	t/年	263	246	275	230	217	191	204	164	164	164	164	164	165	164	157	157	157	157	157	157	150	150	150	150	143	142							
			一日量	t/日	0.72	0.67	0.75	0.63	0.59	0.52	0.58	0.56	0.60	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.41	0.41	0.41	0.41	0.39	0.39							
			原単位	g/人日	7.2	6.7	7.5	6.3	5.9	5.2	5.8	5.6	6.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1	3.9	3.9							
		資源ごみ	年間量	t/年	301	290	288	301	299	334	276	276	258	226	226	226	227	226	226	226	227	226	226	226	227	226	226	226	226	227	226						
			一日量	t/日	0.82	0.79	0.79	0.82	0.82	0.92	0.76	0.76	0.70	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62						
			原単位	g/人日	8.2	7.9	7.9	8.2	8.2	9.2	7.6	7.6	7.0	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2						
		粗大ごみ	年間量	t/年	48	49	46	39	46	46	43	55	34	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40							
			一日量	t/日	0.13	0.13	0.13	0.11	0.13	0.13	0.13	0.12	0.15	0.09	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11						
			原単位	g/人日	1.3	1.3	1.3	1.1	1.3	1.3	1.3	1.2	1.5	0.9	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1						
		計	年間量	t/年	13,936	13,465	13,118	13,268	13,355	13,613	11,745	11,472	11,564	11,186	11,037	10,884	10,761	10,577	10,417	10,263	10,138	9,957</															

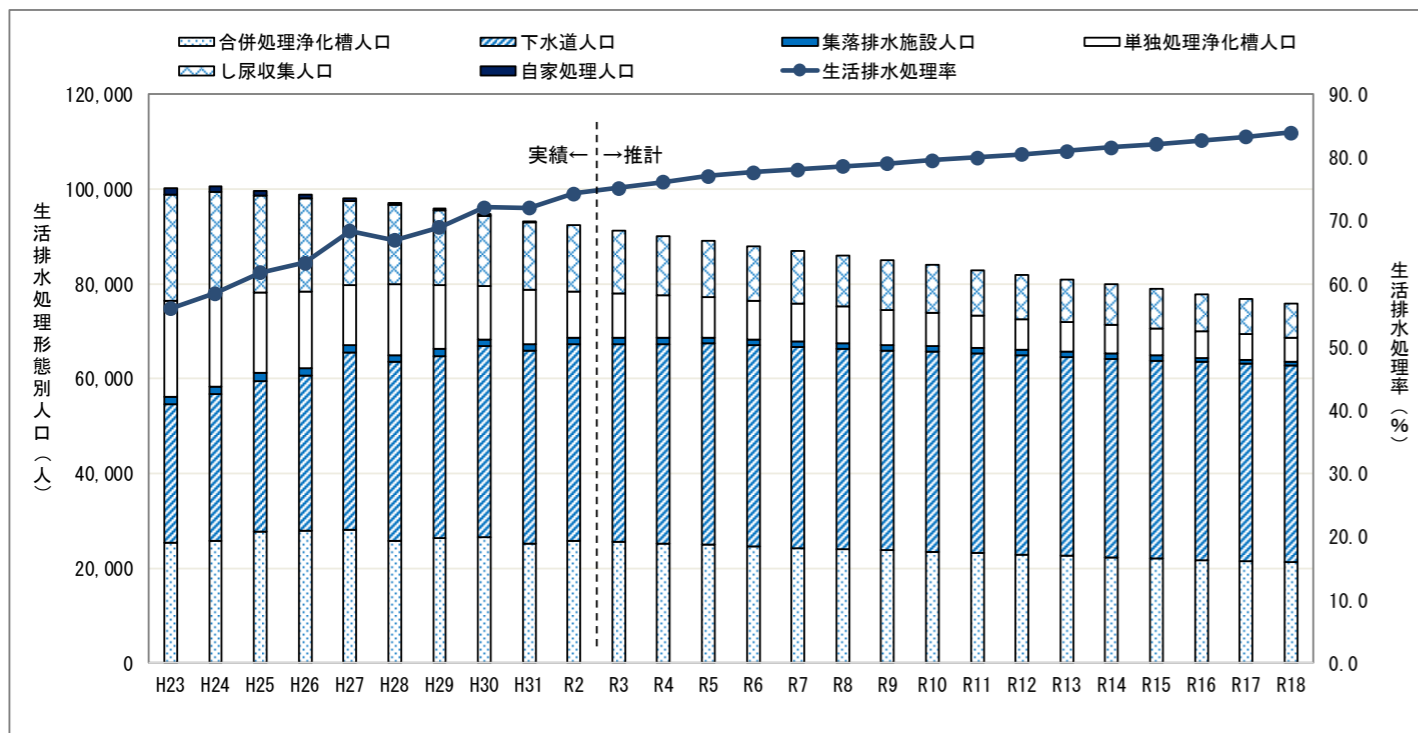
生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計

生活排水処理形態別人口

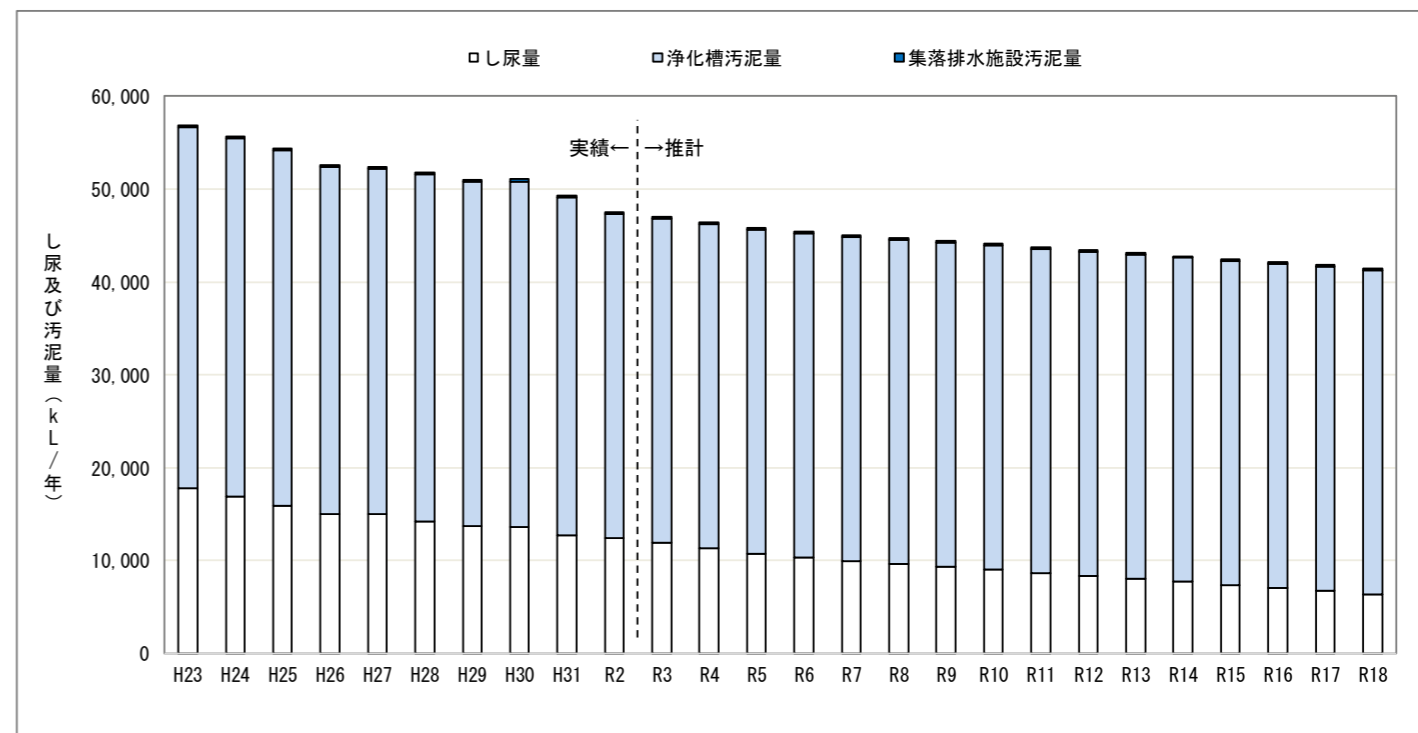
項目	単位	実績←										→推計															
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
		H23.10.1	H24.10.1	H25.10.1	H26.10.1	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行政区域内人口	人	100,217	100,564	99,656	98,879	98,103	97,176	95,963	94,673	93,271	92,332	91,251	90,170	89,089	88,008	86,928	85,937	84,946	83,955	82,964	81,972	80,951	79,930	78,909	77,888	76,868	75,828
計画処理区域内人口	人	100,217	99,673	98,917	98,290	98,103	97,176	95,963	94,673	93,271	92,332	91,251	90,170	89,089	88,008	86,928	85,937	84,946	83,955	82,964	81,972	80,951	79,930	78,909	77,888	76,868	75,828
水洗化・生活雑排水処理人口	人	56,216	58,312	61,156	62,280	67,091	65,031	66,231	68,288	67,194	68,607	68,601	68,647	68,668	68,341	67,937	67,558	67,178	66,794	66,410	66,025	65,630	65,237	64,842	64,447	64,052	63,652
合併処理浄化槽人口	人	25,294	25,855	27,767	27,950	28,096	25,700	26,344	26,494	25,163	25,803	25,501	25,199	24,897	24,595	24,293	24,016	23,739	23,462	23,185	22,908	22,622	22,337	22,052	21,766	21,481	21,191
下水道人口	人	29,328	30,846	31,744	32,716	37,408	37,792	38,341	40,420	40,673	41,455	41,772	42,141	42,487	42,485	42,408	42,330	42,254	42,177	42,100	42,023	41,946	41,870	41,792	41,715	41,638	41,561
集落排水施設人口	人	1,594	1,611	1,645	1,614	1,587	1,539	1,546	1,374	1,358	1,349	1,328	1,307	1,284	1,261	1,236	1,212	1,185	1,155	1,125	1,094	1,062	1,030	998	966	933	900
単独処理浄化槽人口	人	20,280	19,670	17,111	16,143	12,651	14,912	13,503	11,290	11,528	9,836	9,390	8,923	8,466	8,153	7,873	7,619	7,366	7,114	6,862	6,610	6,351	6,091	5,831	5,572	5,313	5,048
非水洗化人口	人	23,721	22,582	21,389	20,456	18,361	17,233	16,229	15,095	14,549	13,889	13,260	12,600	11,955	11,514	11,118	10,760	10,402	10,047	9,692	9,337	8,970	8,602	8,236	7,869	7,503	7,128
し尿収集人口	人	22,412	21,442	20,330	19,582	17,652	16,712	15,790	14,766	14,265	13,889	13,260	12,600	11,955	11,514	11,118	10,760	10,402	10,047	9,692	9,337	8,970	8,602	8,236	7,869	7,503	7,128
自家処理人口	人	1,309	1,140	1,059	874	709	521	439	329	284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	56.1	58.5	61.8	63.4	68.4	66.9	69.0	72.1	72.0	74.3	75.2	76.1	77.1	77.7	78.2	78.6	79.1	79.6	80.0	80.5	81.1	81.6	82.2	82.7	83.3	83.9

し尿及び浄化槽汚泥量

項目	単位	実績←										→推計															
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
年間量 し尿量	KL/年	17,804	16,883	15,892	15,039	15,017	14,229	13,740	13,596	12,688	12,458	11,906	11,314	10,764	10,338	9,983	9,661	9,366	9,021	8,702	8,384	8,076	7,724	7,395	7,066	6,755	6,400
浄化槽汚泥量	KL/年	38,854	38,558	38,283	37,349	37,162	37,382	37,017	37,241	36,378	34,885	34,885	34,886	34,887	34,888	34,889	34,890	34,891	34,892	34,893	34,894	34,895	34,896	34,897	34,898	34,899	34,900
合併処理浄化槽	KL/年	28,127	28,341	28,139	27,452	20,282	20,402	20,203	20,325	19,854	19,039	18,802	18,579	18,407	18,134	17,911	17,707	17,551	17,299	17,094	16,890	16,725	16,469	16,259	16,048	15,881	15,624
単独処理浄化槽	KL/年	10,727	10,217	10,144	9,897	16,880	16,980	16,814	16,916	16,524	15,846	15,115	14,363	13,665	13,123	12,673	12,264	11,889	11,451	11,045	10,640	10,251	9,804	9,386	8,969	8,576	8,126
集落排水施設汚泥量	KL/年	200	190	198	209	232	237	232	228	226	228	223	219	216	212	208	203	200	194	189	184	179	173	168	162	157	151
合計	KL/年	56,858	55,631	54,373	52,597	52,411	51,848	50,989	51,065	49,292	47,571	47,014	46,419	45,867	45,438	45,080	44,754	44,457	44,107	43,784	43,462	43,150	42,793	42,460	42,126	41,811	41,451
一日量 し尿量	KL/日	48.78	46.25	43.54	41.20	41.03	38.98	37.64	37.25	34.67	34.13	32.62	31.00	29.41	28.32	27.35	26.47	25.59	24.72	23.84	22.97	22.07	21.16	20.26	19.36	18.46	17.53
浄化槽汚泥量	KL/日	106.45	105.64	104.88	102.33	101.54	102.42	101.42	102.03	99.40	95.57	92.92	90.25	87.63	85.63	83.79	82.11	80.43	78.76	77.09	75.42	73.71	71.98	70.26	68.54	66.82	65.07
合併処理浄化槽	KL/日	77.06	77.65	77.09	75.21	55.42	55.90	55.35	55.68	54.25	52.16	51.51	50.90	50.29	49.68	49.07	48.51	47.95	47.39	46.83	46.27	45.70	45.12	44.55	43.97	43.39	42.81
単独処理浄化槽	KL/日	29.39	27.99	27.79	27.12	46.12	46.52	46.07	46.35	45.15	43.41	41.41	39.35	37.34	35.95	34.72	33.60	32.48	31.37	30.26	29.15	28.01	26.86	25.71	24.57	23.43	22.26
集落排水施設汚泥量	KL/日	0.55	0.52	0.54	0.57	0.63	0.65	0.64	0.62	0.62	0.62	0.61	0.60	0.59	0.58	0.57	0.56	0.55	0.53	0.52	0.50	0.49	0.47	0.46	0.44	0.43	0.41
合計	KL/日	155.78	152.41	148.96	144.10	143.20	142.05	139.70	139.90	134.69	130.32	126.15	121.85	117.63	114.53	111.71	109.14	106.57	104.01	101.45	98.89	96.27	93.61	90.98	88.34	85.71	83.01
原単位 し尿量	L/人日	2.14	2.15	2.14	2.12	2.32	2.33	2.38	2.52	2.43	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	3.03	3.03	2.80	2.71	1.97	2.17	2.10	2.10	2.16	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	1.44	1.44	1.64	1.69	3.65	3.12	3.41	4.10	3.92	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41
集落排水施設汚泥量	L/人日	0.41	0.39	0.37	0.36	0.40	0.42	0.41	0.45	0.45	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46



生活排水処理形態別人口の推移



し尿及び汚泥量の推移

用語集

あ 行

- 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指す。

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。

か 行

- 合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水をあわせて処理する浄化槽である。

- 環境基本法

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律である。

- 環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の (1) 環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱 (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものである。

- 感染性一般廃棄物

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物のことをいう。

- 協働

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のことである。

- 公共下水道

一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設、終末処理場及びその他施設から構成される施設のことである。

- 小型家電リサイクル法

正式名称は、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済みの小型電子機器等に含まれる貴金属，レアメタル等の回収・資源化することを目的とした法律である。

- 戸別収集

ごみを集積所へ出すのではなく，各家庭の玄関先や集合住宅の前等，建物ごとに排出し，一軒ずつ収集していく方法のこと。それに伴い，ごみの減量や資源回収率の向上に効果的な「分別の徹底」と「排出の抑制」が促進される。

- ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画のうち，ごみ処理に関する事項について定めた計画である。

- ごみ総排出量

個人あるいは事業者が日常活動の中で排出するごみの量のこと，家庭系ごみと事業系ごみ，拠点回収で集められたごみの総量をいう。

- ごみ排出量

個人あるいは事業者が日常活動の中で排出するごみの量のこと，主に家庭系ごみと事業系ごみをいう。

- コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより，堆肥化するために使用する容器のことである。

さ 行

- 災害廃棄物

地震や洪水などの災害によって，倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のこと。がれき類や木くず，コンクリート塊，金属くずの他，家財道具等も含まれる。

- 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の処理について定めた計画である。

● 再資源化

使用済み物品等のうち、有用なものの全部または一部を再生資源や再生部品として利用することをいう。

● 再資源化量

排出された廃棄物のうち資源として再生、利用されたものの量。

一般廃棄物処理基本計画においては、ペットボトルやびん・飲料缶、容器包装プラスチック等資源として収集される物のほか、不燃系ごみや粗大ごみの中間処理の過程で選別した有価物、地域資源回収で回収される古紙等を含む。

● 最終処分（場）

再資源化できない廃棄物や中間処理後の残渣を最終処分（埋立）するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。また、処分する廃棄物の種類により、構造上、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場がある。

● 在宅医療廃棄物

医師を始めとする医療者が在宅で医療を行う「在宅医療」に伴い、家庭から排出される医療廃棄物（使用済み注射針等）のことをいう。

● 産業廃棄物

廃棄物処理法第2条4項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えながら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物のことである。

● 事業系ごみ

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいう。

● し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る汚泥以外のもの。

● 指定袋制度

家庭のごみの持ち出し袋について、市が指定した規格（大きさ、色、形など）に合うものを使用してもらう制度である。

● 収集運搬

廃棄物の保管，積み込み，積み替え運び，荷卸しのこと。廃棄物処理法では収集と運搬は単独の用語で用いられている。

● 集団回収

小中学校 PTA 等が中心となって古紙などの資源を集め，これを回収事業者に取り取ってもらうことにより資源化を促進することである。

● 従量制

処理量に応じた手数料等の賦課方式。し尿処理手数料の算出に使用されている。

● 循環型社会

大量生産，大量消費，大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し，社会における物質循環を確保することにより，天然資源の消費が抑制され，環境への負荷の低減が図られた社会のことである。

● 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進機方法に基づき，循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画である。

● 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則，関係主体の責務を定めるとともに，循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律である。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み，廃棄物等の①発生抑制（リデュース），②再使用（リユース），③再生利用（リサイクル），④熱回収，⑤適正処分の修正順位を明記している。

● 浄化槽汚泥

し尿や雑排水等を処理する浄化槽から発生する汚泥のこと。し尿処理施設で処理されるが，近年下水道の普及に伴う浄化槽の設置基数の減少により発生量が減少している。

● 焼却残渣

焼却施設の焼却処理工程で最終的に排出される残渣のことである。

● 処理残渣

中間処理施設で処理された後に残った残渣のことである。

- **ストックヤード**

物を一時的に保管しておく場所のことをいうが、この計画ではリサイクルを目的とした資源物の一時保管所を指す。

- **生活系ごみ**

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物である。

- **生活排水処理基本計画**

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する事項について定めた計画である。

- **セメント原料化**

焼却灰の再生利用。焼却灰の成分がセメントに近いことから、焼却灰を生成して、セメント原料にする再資源化方法である。

た 行

- **単独処理浄化槽**

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。

- **中間処理**

焼却施設、破砕選別等により廃棄物の減容化・減量化・再資源化を行う処理のことをいう。

- **適正処理困難物**

本市にて適正な処理が困難なもので、スプリング入りマット・ソファ、マッサージ器がある。市が指定する場所へ直接搬入するか、有料で収集運搬許可業者へ依頼して処理する必要がある。

- **出前講座**

市民への情報提供と対話の一環として、市職員等が市民の要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について直接説明を行うことをいう。

な 行

- **農業集落排水施設**

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することによる、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした施設である。

は 行

● 廃棄物

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味する。一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。

● 廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律である。

● 破碎

大型ごみや複合素材の製品を細かく砕くこと。焼却炉の燃焼効率を高めることや、資源物を分離・抽出しやすくすることを目的とする。

● 非水洗化人口

汲み取りし尿処理を行っている世帯の人口を示す。近年の下水道の普及により減少している。

● 不燃残渣

不燃ごみから処理不適物や可燃物及び資源物を徹底的に回収・除去した後の残渣のことである。

英 数

● PCB (Poly Chlorinated Biphenyl)

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。

熱に強く科学的に安定で電気絶縁性や耐薬品性に優れており、変圧器やコンデンサの絶縁油、塗料、カーボン紙の溶剤など幅広い用途に使用されたが、人体への影響や環境への有害性が確認されたため、昭和 49 年 (1974 年) から製造・輸入が禁止されている。

● RDF (Refuse Derived Fuel)

生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したもの。乾燥・圧縮・形成されているため、輸送や長期保管が可能となり、熱源として利用される。

● 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するものである。

三原市廃棄物減量等推進審議会

委員名簿

団体名	役職等	委員氏名	備考
公益社団法人三原法人会	副会長	伊藤 京三	
大和町自治振興連合会	副会長	上岡 庸文	令和3年1月8日 就任
三原商工会議所	工業・環境エネルギー 委員長	川口 和弘	
社会福祉法人 三原市社会福祉協議会	地域福祉課長 兼福祉活動専門員	吉川 征司	
三原市民生委員 児童委員連合協議会	副会長	熊本 克恵	
みはらウィメンズ ネットワーク	JA 三原女性部部長	下久保 幸子	
大和町自治振興連合会	会長	砂田 則幸	令和3年1月7日 解任
三原地区自治組織 (中之町連合自治会)	中之町下町内会会長	竹原 茂	
株式会社 ニチエー	沼田東店 店長	田阪 宏之	
久井町自治区連合会	下津自治区長	内藤 久雄	
三原市老人クラブ連合会		中川 賢示	
広島県公立大学法人	教授	三苫 好治	会長
三原市公衆衛生推進協議会	事務局	名井 正子	副会長
みはらウィメンズ ネットワーク	国際ソロプチミスト 三原広報委員長	向久保 新子	
みはらし環境会議	かんきょう会議浮城 事務局	村上 純子	
本郷町町内会長連合会	会長	本山 繁則	
広島県東部厚生環境事務所	環境管理課長	山根 早百合	令和3年6月22日 解任
公募		渡邊 典子	
広島県東部厚生環境事務所	環境管理課長	渡邊 真功	令和3年6月23日 就任

※氏名順，敬称略

審議経過

期日	審議内容
令和2年8月31日（月）	(1) 会長・副会長の選出について (2) 諮問事項 三原市一般廃棄物処理基本計画（第2期）の策定について (3) その他 ・不燃物処理工場の更新と収集体系の変更について ・今後の審議会スケジュールについて ・三原市災害廃棄物処理計画について
令和3年1月7日（木）	(1) 三原市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について (2) アンケートについて ・市民アンケート ・事業者アンケート (3) 新不燃物処理工場見学
令和3年3月29日（月）	(1) ごみ出し支援事業について (2) 環境行政の動向について (3) 資源化目標について
令和3年7月20日（火）	(1) 市民アンケートの結果について (2) 事業者アンケートの結果について (3) 先進自治体の取組みについて（紹介）
令和3年10月7日（木）	(1) ごみ処理基本計画の目標設定について
令和3年12月3日（金）	(1) 第2次三原市一般廃棄物処理基本計画（パブリックコメント案）について (2) 第2次三原市一般廃棄物処理基本計画策定スケジュールについて

第 2 次三原市一般廃棄物処理基本計画 令和 4 年●月

編集・発行 三原市 生活環境部 環境施設課

〒723-0061 三原市八坂町 10227 番地

TEL : 0848-62-4197

FAX : 0848-67-6069

E-mail : kankyoshitsu@city.mihara.hiroshima.jp
